

令和4年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|---|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 12月8日(木) | |
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○町長挨拶 | 7 |
| ○議事日程の報告 | 9 |
| ○会議録署名議員の指名 | 9 |
| ○会期の決定 | 9 |
| ○町政に対する一般質問 | 10 |
| 6番 野口健二君 | 10 |
| 5番 村田徹也君 | 11 |
| 8番 新井利朗君 | 23 |
| 4番 野原隆男君 | 25 |
| 7番 大島瑠美子君 | 28 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 32 |
| ○議案第51号の説明、質疑、討論、採決 | 32 |
| ・議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)) | |
| ○議案第52号の説明、質疑、討論、採決 | 35 |
| ・議案第52号 長瀬町個人情報保護法施行条例 | |
| ○議案第53号の説明、質疑、討論、採決 | 37 |
| ・議案第53号 長瀬町情報公開条例等の一部を改正する条例 | |
| ○議案第54号の説明、質疑、討論、採決 | 38 |
| ・議案第54号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第55号の説明、質疑、討論、採決 | 42 |
| ・議案第55号 長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 | |
| ○議案第56号の説明、質疑、討論、採決 | 48 |
| ・議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第57号の説明、質疑、討論、採決 | 51 |
| ・議案第57号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | |

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○議案第58号の説明、質疑、討論、採決 | 53 |
| ・議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算(第4号) | |
| ○議案第59号の説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| ・議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第60号の説明、質疑、討論、採決 | 64 |
| ・議案第60号 指定管理者の指定について | |
| ○議案第61号の説明、質疑、討論、採決 | 67 |
| ・議案第61号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について | |
| ○議員提出議案の報告及び上程 | 68 |
| ○発議案第5号の説明、質疑、討論、採決 | 68 |
| ・発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例 | |
| ○議員派遣の件 | 69 |
| ○経済観光常任委員会所管事務調査の委員長報告の件 | 70 |
| ○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 71 |
| ○字句の整理 | 71 |
| ○閉会について | 71 |
| ○町長挨拶 | 71 |
| ○閉会 | 72 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第107号

令和4年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年12月2日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和4年12月8日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 村 | 田 | 光 | 正 | 君 | 2番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君 | |
| 3番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 4番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 | |
| 7番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 | 8番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 |

不応招議員（1名）

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|

第 1 日 12月8日(木曜日) 本 会 議

令和4年第4回長瀬町議会定例会 第1日

令和4年12月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 6番 野口健二君
 - 5番 村田徹也君
 - 8番 新井利朗君
 - 4番 野原隆男君
 - 7番 大島瑠美子君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第58号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第59号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第60号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第61号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員提出議案の報告及び上程
- 1、発議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員派遣の件
- 1、経済観光常任委員会所管事務調査の委員長報告の件
- 1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（8名）

| | | | | | |
|----|-------|---|----|------|---|
| 1番 | 村田光正 | 君 | 2番 | 板谷定美 | 君 |
| 3番 | 井上悟史 | 君 | 4番 | 野原隆男 | 君 |
| 5番 | 村田徹也 | 君 | 6番 | 野口健二 | 君 |
| 7番 | 大島瑠美子 | 君 | 8番 | 新井利朗 | 君 |

欠席議員（1名）

9番 染野光谷 君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|----|-----------------|-------|---|
| 町長 | 大澤夕キ | 江君 | 副町長 | 齊藤英夫 | 君 |
| 教育長 | 井深道子 | 君 | 総務課長 | 福島賢一 | 君 |
| 企画財政課長 | 若林健太郎 | 君 | 会管理者兼計 会務税課長 | 福島嶋俊晴 | 君 |
| 町民課長 | 玉川真 | 君 | 健康福祉課長 | 内田千栄子 | 君 |
| 産業観光課長 | 相馬孝好 | 君 | 建設課長 | 若林智 | 君 |
| 教育次長 | 中畝康雄 | 君 | | | |

事務局職員出席者

事務局長 枿原秀樹 書記 石川正木

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長(板谷定美君) 皆さん、おはようございます。

今日は、令和4年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議において、染野光谷君より遅刻の届出がございましたので、ご報告いたします。



◎開議の宣告

○議長(板谷定美君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(板谷定美君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(板谷定美君) ここで、諸般の報告をいたします。

前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきまして、ご報告いたします。

9月27日、秩父市役所において秩父地域議長会第2回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

9月28日に、秩父市役所において秩父地域地場産業振興センター評議員会があり、出席いたしました。

10月4日、吉見町のフレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会があり、出席いたしました。

なお、この研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、野原隆男君、井上悟史君も出席しております。

10月11日、皆野町役場において秩父町村議員クラブ役員代表者会議があり、出席いたしました。

10月15日、本議場において長瀬町町名変更50周年記念事業、U-15未来議会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

10月17日、農園ホテルにおいて、秩父地域の市・町議会議員と医師会役員との情報交換会があり、出席いたしました。

なお、この情報交換会には、新井利朗君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、村田光

正君も出席しております。

10月21日、皆野町文化会館において秩父郡市人権フェスティバルがあり、副議長の野原隆男君、総務教育常任委員会委員長の村田徹也君と出席いたしました。

10月24日に、秩父市役所において第52回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

10月30日に、長瀬第一小学校校庭において長瀬町消防団特別点検があり、出席いたしました。

なお、特別点検には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、村田光正君も出席しております。

11月1日に、長瀬地区公園はつらつパークにおいて、町名変更50周年「記念植樹」式典があり、出席いたしました。

同じく11月1日に、秩父市役所において秩父広域市町村圏組合議会議員研修会があり、出席いたしました。

なお、この研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、村田光正君も出席しております。

11月6日に、岩田総合グラウンドにおいて町内社会人ソフトボール議長杯争奪戦大会があり、出席いたしました。

11月7日に、秩父地域議員連盟視察研修があり、東秩父村の「和紙の里」及び秩父市の大滝トンネル工事現場を視察いたしました。

なお、この視察研修には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、野原隆男君、井上悟史君、村田光正君も参加しております。

11月9日に、皆野町文化会館において皆野町・長瀬町商工会優良従業員表彰式があり、出席いたしました。

11月12日に、中央公民館において第35回長瀬町社会福祉大会があり、出席いたしました。

なお、この社会福祉大会には、副議長の野原隆男君、大会運営部長として村田徹也君、その他、大島瑠美子君、野口健二君、井上悟史君、村田光正君も出席しております。

11月14日に、秩父宮記念市民会館において、秩父地域まちづくり協議会主催の講演会を秩父地域議長会議員研修会として位置づけて開催され、出席いたしました。

なお、この研修会には、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君も参加しております。

11月18日、秩父地方庁舎において秩父地域議員連盟第3回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

11月27日に、本議場において長瀬町町名変更50周年記念事業、議場Weddingがあり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

それでは、秩父広域市町村圏組合議会第3回定例会についてご報告させていただきます。

11月18日午前10時から、秩父市議場におきまして開会され、出席いたしました。議題は4件ありまして、議案第14号 専決処分についてが議題であります。専決処分の内容につきましては、秩父広域市町村圏組

合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございました。これが提案され、全員起立で承認いたしました。

続いて、議案第15号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが上程され、総員起立で可決いたしました。

続きまして、議案第16号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）が上程され、総員起立で可決でございます。

もう一つ、議案第17号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）が上程され、総員起立で可決されております。

以上をもちまして秩父広域市町村圏組合議会議員としての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から令和4年8月から令和4年10月における例月出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会の開会時刻が全国育樹祭関係で通常より1時間遅れての開会になりましたことに、議員の皆様のご理解をいただき、御礼申し上げます。

さて、秩父地域で誘致活動してまいりました令和7年の春、第75回全国植樹祭が秩父ミュージックパークで行われることが昨日正式決定いたしました。今後、この事業につきましては、町が関わるところも出てくるのではないかと思いますので、議会でもその都度報告をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

次に、長瀬町内における新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、新規感染者は7月下旬から9月上旬に第7波のピークを迎え、その後徐々に収束傾向で推移しておりましたが、11月に入りまして、全国的に感染者数が増加をしまして、第8波の流行に入りました。加えて新たな変異株も確認をされております。

また、この冬は今年の夏を上回る感染拡大が生じる可能性があり、併せて季節性のインフルエンザにつきましても流行する可能性があることから、より多くの発熱患者が同時に生じることも危惧されております。発熱外来等にかかりづらくなることが予想されますので、より一層の予防が重要となります。皆様におきましては、ワクチン接種をはじめ、人と人との距離の確保、マスクの効果的な活用、うがいや手洗いの励行など、改めて基本的な感染予防の取組をお願いいたします。

ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、町名変更50周年記念事業についてでございます。10月28日に中央公民館体育室において、健康フェアを開催しました。内容はNHKテレビ体操の鈴木大輔さんを講師にお招きし、ラジオ体操講座を行いました。ほかにも健康チェックコーナーや抽せん会なども行い、参加者の楽しむ姿が見られました。

11月1日に長瀬地区公園はつらつパークにおいて、町名変更50周年記念植樹式典が行われました。当日は長瀬第一、第二小学校、長瀬中学校の代表児童生徒が植樹に当たり、ご協力いただきました皆様にご臨席いただき、2本のしだれ桜を植樹いたしました。このしだれ桜は雨情しだれ桜という品種で、童謡「シャボン玉」の作詞などで知られる、秩父地域にゆかりのある童謡・民謡詩人の野口雨情を記念して名づけられたものになります。

11月6日に、小さな音楽会～議場deコンサート～を開催しました。当日は、2団体から20名が出席され、16名の観覧者が歌声に酔いしれました。

11月12日に長瀬駅前広場において、町主催によります町名変更50周年記念、長瀬農産物直売会を開催いたしました。当日は紅葉シーズンということもあり、多くの観光客の皆様にご臨席に訪れていただき、用意した農産物も完売するなど大盛況のうちに終了いたしました。

11月27日に、議場Weddingを開催しました。結婚式を挙げていない町民を対象とし、私が立会人となり、人前式を行いました。14名の参列者と町職員のワーキングチームの協力の下、約1時間半の挙式が行われました。また、2回目の議場Weddingが12月25日に行われる予定になっております。

次に、各担当ごとについてご報告いたします。

まず、総務課関係について申し上げます。

10月30日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施をしております消防団特別点検を行いました。新型コロナウイルス感染拡大の観点から、今年度も昨年に続き点検内容を縮小し、ポンプ操法や放水演習は行わず、部隊点検、器具点検及び分列行進と表彰式のみの実施となりましたが、消防団員のきびきびとした姿を見て、改めて不断のご努力に敬意を表した次第でございます。議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

11月10日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方々など、11名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナワクチン接種についてでございますが、現在はオミクロン株対応ワクチン接種を12歳以上の町民に接種をしております。今後は乳幼児も接種の対象に加え、乳幼児用ワクチンの接種を進めてまいります。接種が円滑に進むよう引き続き取り組んでまいります。

敬老祝い事業につきましては、社会福祉協議会にて慶事該当者、個人のお祝い266名、結婚のお祝い16名に対して記念品の贈呈を行いました。

また、社会福祉大会につきましては、11月12日に感染対策を十分講じ、中央公民館にて3年ぶりに開催することができました。福祉体験発表では、小中学生が自分の体験をしっかりと発表していただきました。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

10月19日に、ふかや花園プレミアム・アウトレットのプレオープンイベントに参加してまいりました。

11月5日に、岩田総合グラウンド及び蓬萊島公園において船玉まつり実行委員会主催によりますながらとろエール花火の打ち上げが行われました。

11月1日から11月30日までの1か月間、長瀬町観光協会主催によります長瀬紅葉まつりが行われました。まつり期間中の11月5日から11月27日までの間、月の石もみじ公園をはじめ、宝登山神社や自然の博物館で紅葉のライトアップを実施していただきました。今年も昨年に引き続きライトアップ会場に竹あかりの飾りつけも行わせていただきました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

11月2日から3日間、中央公民館において3年ぶりに長瀬町文化展が開催されました。出展作品は486点、期間中270人余りの方々にご来場いただきました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分1件、新規条例案1件、条例の一部改正案5件、令和4年度補正予算案2件、指定管理者の指定1件、人事案件1件の合わせて11議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

6番 野口健二君

7番 大島瑠美子君

以上、2名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

また、質問時間は答弁を含めて1人につき60分以内でお願ひいたします。

それでは、最初に6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） では、一般質問を2件だけお願ひしたいと思います。

まず、建設課長にお願ひいたします。沢にたまった土砂の除去について。今年は例年になく雑草が生えるほど沢に土砂がたまり、水の流れが悪くなっていると感じております。このまま放置すると、今後の排水に影響を及ぼすのではないかと心配されます。沢によって管理者が県や町であることは知っておりますが、それぞれの管理する沢にたまった土砂の除去について町はどう考えているか、伺います。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野口議員の、沢にたまった土砂の除去についてのご質問にお答えいたします。

町内の沢の状況につきましては、日頃から職員等による巡回を実施しており、現状把握に努めているところでございます。その中で、排水等に影響を及ぼす可能性が高いと判断される場所につきましては、計画的に土砂の除去等の対応をさせていただいております。今年度につきましても危険性が高いと判断される2か所の沢について堆積土砂等の撤去を実施させていただきました。

また、砂防指定地内につきましても町及び秩父県土整備事務所で巡回による現状把握に努めているところでございます。今後につきましても町民の安全で安心な生活を守るため、沢の管理等につきましては県と協力をしながら計画的に対応してまいりたいと考えておりますが、行政だけでは難しい部分もございますので、町民の皆様におかれましてもでき得る限りの範囲内で沢の清掃等へのご協力をお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 土砂の除去については、沢の管理がいろいろあると思いますけれども、県に要望いたしまして、なるべく流れるようにうまくやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、第2番、防火水槽の設置についてをお伺いします。

国道の歩道を広げた影響で、お豆腐処うめだ屋南側の防火水槽が撤去されました。用地を提供してくれる方もいるようですし、この辺にはほかに防火水槽はありませんので、再設置が必要だと思っておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽の再設置についてですが、五区内の消防水利は秩父鉄道の線路より西側のエリアにおいては防火水槽が4基、消火栓が8か所あるという状況です。消防水利につきましては、消防法及び国が示す消防水利の設置基準により、人口密度に応じて半径100メートルから140メートル以内の間隔で設置するように規定されており、上長瀬から中野上の国道沿いにおいては水利間の距離120メートル以内となっていることから、五区内の消防水利の設置状況を確認し、現在のところは問題ないと考えております。しかし、設置基準においては消火栓のみに頼ることのないように考慮しなければならないとも定められているため、今後秩父消防本部及び秩父消防署北分署に助言をいただきながら地域の実情に応じた計画を定め、消防水利の充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、防火水槽のあったところ、その跡に造ってもらいたいと思うのですが、それは撤去されたものだから駄目なのですか。昔からある防火水槽だったのです。それ、歩道ができたおかげで撤去されたものですから、その跡に造ることなのですか、どうでしょうか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 野口議員の再質問ですが、歩道にかかって撤去されておりますが、地主さんの関係もあります。また先ほど言いましたように消防署等とも実情を考え、今後また計画的にこちらのほうで、ほかからもやっぱり要望がありますので、そういった全体計画を定めまして、消防水利の充実に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（板谷定美君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、なるべくできるようにお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスクを外させていただきます。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○5番（村田徹也君） 職員の接遇について。役場を訪れた高齢者などから職員の対応について「親切に教えてくれるから助かる」という声がある一方で、「対応が悪く不親切」という声も聞かれます。そこで、職員の接遇に関して、次のことを伺います。

1、どのような接遇研修を行い、自己点検、上司による評価、指導はどのように行っているのか。

2、職場に簡略化した接遇マニュアルの掲示物があるのか。町長にお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の職員の接遇についてのご質問にお答えをいたします。

村田議員がおっしゃるとおり対応などが悪く、お叱りの電話などをいただくこともございます。その一方で、大変親切で丁寧な対応をしていただいたと、私のところにお礼のお言葉をいただくことも事実でございます。

まず、1点目の接遇研修についてでございますが、町では公務員として必要な基本的な内容を盛り込んだ長瀬町役場接遇マニュアルを作成しており、新採用職員の採用説明会で配布をし、研修を行っております。また、新採用となりました職員は、彩の国さいたまづくり広域連合が4月に実施する新規採用職員研修でも接遇について取り上げられております。そのほかに長瀬町商工会、皆野町商工会が主催の長瀬・皆野地区新入社員研修会に参加し、管内企業に就職された社員と交流を図りながら、接遇やビジネスマナー、電話対応など、社会人としての基礎的な知識の研修を学んできております。しかしながら、このように接遇の研修を受講しているにもかかわらず、町民の方から厳しい意見をいただくこともありますので、私からも課長会議等を通じて、そのような事案が発生したときには上司から指導するよう伝えてありますし、各課長もその状況により個別指導を行ったり、朝礼等で伝達を行っています。また、人事評価にも接遇に関して評価を行う項目がありますので、問題のあった職員には人事評価の面談時に指導をし、その結果についても人事評価に反映をさせております。

2点目の簡略化した接遇マニュアルの掲示物ですが、庁舎内には掲示物はありませんが、接遇マニュアルは職員全員がいつでも閲覧できるよう、パソコンのグループウェアに掲載しておりますので、全職員がその都度確認ができるようになっております。いずれにいたしましても、町民に対する職員1人の不注意や不適応な対応により役場全体の信頼は損なわれてしまいます。町職員は一人一人が町民から信頼され、親しまれる努力をしなければならないと思います。そのためにも職員全員が初心を忘れず、役場の顔であるとの認識を持って、親切、丁寧に、分かりやすく対応するよう今後も指導してまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町長も今言われましたように、大方の人が多分親切に対応していただいているというふうなことを感じているのではないかと思います。また、そのような声も聞いております。ただし、一部クレームがあったりというふうな答弁もありましたように、来庁した町民が不快な思いをするということがあるのも事実ということで、これは多分憲法15条だいたいのことだと思いますが、公務員は全体の奉仕者であるということが日本国憲法でうたわれていると。要するに全体の奉仕者ということはどんな人でも同じようにということで、私も公務員でしたので、そういうことについてはお叱りを受けたこともあるのですが、誰でも同じようにという対応ができていればそのような、クレームという言葉を使わせていただきますが、ないのではないかなと。

さて、前置きは別にして、今伺ったところによりますと、この長瀬町役場接遇マニュアル、これ新任研修で説明したりとか、彩の国の行事とか、商工会でとかということはあると。これは当然のことだと思いますが、要するに繰り返しというのですか、恒常的な取組研修というのが私は不足しているのではないのかと。朝礼の訓示とか、そんなふうなことでも触れていただいているというお話ですけども、ある意味年がたつと、だんだん人間というのは忘れてしまうということがありますので、恒常的な取組研修はどのようになっているのかと。

あと、もう1点、大きなことで人事評価というお話があったのですが、人事評価をする際に、これは多

分町長が一人一人と面談を最終的にはするのかなと思いますけれども、人事評価の基としての、長瀬町役場として、その物差しとなる組織としての政策目標はこういうのですよというのができているかどうか。それを掲げてあれば、それについての職員の評価というのできるのではないのかなと。そのことについて1点。

次が上司の評価、同僚の評価、それから自己評価、また外部評価というのは難しいと思うのですが、こんなふうなことについてはどのように取り扱っているのかと。いずれにしても、私も役場の接遇マニュアルというのを見させていただいたのですが、これが本当に実施されればほんのりとした役場ということになると思います。

次に、この長瀬町役場接遇マニュアルの内容についてなのですけれども、評価したりという場合に個人のチェックシートというのを用意されているのかどうかということ1点。

それから、来庁者に対して、役場の構造上、正面を向いているという席は多分課長か、よく分からないのですけれども、かなという気がするのですが、構造上横を向いているという構造なのですね。ですから、あの状況で誰かが来るか気にすることは仕事に集中できないという面もあると思うのです。特に町民課さんなんかでは来庁者が一番多いと思うのですが、やはり人が来たかどうかの、職業柄慣れてしまったからできているのかということありますが、あの構造を少し変更して、例えば寄居町役場とか、秩父市なんかでも当然案内係というのがありますよね。寄居町の役場などでは立って入り口で案内、今日はどのようなご用件でいらっしゃったのでしょうかと私も声かけていただいたことがあります。そうすると1人配置しなければというふうなこともありますけれども、そういうようなことを時間で交代するとか工夫していけば、もっと丁寧な案内とかができるのではないのか、そのことについて。

あと、電話対応につきましてはどの課が出るか分からないと。こちらは総務課ですと言う人もいるし、総務課の誰ですというふうなこともいるし、名前を名乗らない人も場合によってはあると。それから、電話を回したときに、これは中の回線しようがないのでしょうかけれども、非常に時間がかかると。そうしたらまた初めから同じことをやらなければいけない。電話対応についてのうまいマニュアル等ができているのかどうかと。

あと、この接遇マニュアルの中でもちょっと引っかかった言葉があるので言います。部分的に「苦情、抗議、いえいえ、ご意見です」という文面がこの中にあります。これは言葉の問題なので答えていただくなくてもいいのですが、非常に気になるので。苦情と抗議と意見というふうなことなのですが、苦情とは不利益を被ったときに不満を言うことだと。それから要望とか意見とか、その内容から照らして、「苦情、抗議、いえいえ、意見です」と。苦情と抗議と意見は違うわけですから、この使い分けがいかがなものかなというのがあります。

最後にもう1点。出先機関というのは長瀬町はほとんどないのですが、旧新井家住宅も出先機関と言ったらいいのですか。中央公民館は出先機関ですよ。あとは、ふれ愛ベースもそうですか。言っているのかな、特に中央公民館等では、この接遇マニュアルということに関して研修はなされているのかどうか。例えば昨夜も私運動しに行きました。「お世話になりました」と言ったら、一言も帰りに言葉は返ってこない。聞こえなかったのかもしれないです。この対応について、「対応が悪い」と言う人も中にはいるというふうなことなのですが、そこに例えば用事で行った人は、ここを当然役場職員と同じ気持ちで行くわけです。そのところの接遇研修といいますか、それをやはりしっかりしていただいたほうがいいのではないかなと思いますので、その件についてお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

人事評価につきましてのお話ありがとうございました。これにつきましては個人のチェックシートもございますし、上司、同僚の評価があるわけでもございまして、それ全てを勘案しながら、先ほど申し上げましたとおり、その評価がいろいろと反映されてくる場面もあるわけでもございまして、またその中でいろいろなご意見も書かれておりますので、直接ご本人に指導するというようなことも起きてくるわけでもございまして、こちらは結構しっかりしているなど私は思っております。私が面談をするのではなくて、これは課長が行っております、その後副町長がいろいろと関わっておりますので、最終的には全て私も見させていただいておりますので、しっかりこちらのほうはやらさせていただいていると私は思っております。

それから、一番肝心なのはお客様のほうの捉え方もあると思うのです。そのときの気持ちですか、そういうものが入ってきてしまってというような捉え方もあるかなと思っております。そこのところもしっかりと職員が酌み取って対応ができればいいかなと思っておりますのでございまして。

それから、案内係のお話をいただきました。今本当にこれができるといいなと思っておりますけれども、なかなか今の長瀬町の状況ですと、現状これは無理かなという思いがしております。その中で皆さんが、職員は横向きだということでございまして、窓口に出られる方は、大体一番最初にどなたが出るということはその課で決まっておりますので、その方が一番窓際のほうにございまして、大体分かるわけですので、そこのところ、その後本人が対応できなければ、また次の方、最終的には課長になるわけでもございまして、ここところは別に不便を生じてはいないと思っております。全員がお客様の方向を向けばよろしいかなと思っておりますけれども、そうしますと仕事上もちょっと支障を来すのではないかなという思いの中で、ほぼほぼ昔からあした形でやらさせていただいている中で不便は生じてはいないのではないかなと思っております。

それから、中央公民館のお話でもございまして、議員のおっしゃるのは多分シルバーに委託をしている方たちだと思うのです。ですので、シルバーにつきましては、事務局長から接遇につきましてはいろいろとそうした、集めて皆さんに啓蒙はしているというお話をいただいております。シルバーさんでも「ふれあい」というのをを出していただいておりますけれども、これを見ますと、令和2年の9月10日の発行にもそうした文章もございまして、令和3年の12月10日発行の「ふれあい」にもそうしたことが書かれております。また、特に定時総会、6月に行われますけれども、このときにもそうした適正就業のお話のときにお話をさせていただいております。お仕事をさせていただいているわけですから、あまりお客様に不快を与えるような言動、行動はいかなものかと思っておりますので、このところはしっかりと報告もいただいておりますけれども、また本日村田議員のほうからお話があったということでお伝えさせていただき、しっかりと接遇対策を取っていただきますようにお話しさせていただきたいと思っております。

それから、電話対応ですか、これにつきましてはしっかりとマニュアルがございまして、そのマニュアルどおりにやられているわけでもございまして、その時々で自分の名前を伝えるのを忘れてしまうとかということが往々にしてあるのではないかなと思っております。このところもしっかりと職員にはこれから周知してまいりたいと思っております。

あと、苦情、抗議、意見のお話もございまして、先ほど最初に申し上げましたけれども、やはり来られる方のそのときのお気持ちによってまた違うのではないかなと思っておりますので、そこのところも職員のほうでもしっかりとご本人のお気持ちを捉えていただきながら接遇をしていただけるように、また周知してま

いりたいと思っております。

何か抜けましたでしょうか。

○5番（村田徹也君） またやりますから。

○町長（大澤タキ江君） それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今町長に答弁いただいたのですけれども、これは総務課とも関係していることだと思えますが、今の町長の答弁で何とかではないかなという言葉が非常に多いわけです。ではないかなではPDCAの観点に立っていないわけなのです。私が言いたいのは誰でもがもう苦情、役場の対応が悪いとか、そういうことは全然言っていないと。ただ、場合によって対応が悪いと言う人もいるので、やはり全体の奉仕者ということを根底に置かなければいけないと。そのためにはこういう接遇マニュアルというのを新任研修とか新任のときに配ったということ、あとはいつでもパソコンで見られるようになっていると。これはそうかもしれませんが、では果たしてそれを何人の人がこの接遇マニュアルを見たのかと。そこまでいかないとチェックにならないわけです。やはりそういうことを年1回でもいいから、あなたは接遇マニュアルを見ましたかと。ああ、見ましたと。いや、全く見ませんでしたということによってだんだん定着度が薄れていくということを実態を見ていただいて、ある意味そういう接遇研修というのですか、を行ったほうがいいのではないのかと思いますので、ぜひそんなふうなことで不快な思いをされないような対応をぜひお願いしたいと。

特に苦情と抗議と意見につきましては、当然いろんな苦情とかそんなふうなことがいくのだけれども、そんなこと理に合っていないだろうというふうなことも当然あると思います。ただ、来客する人によって、例えば業者さんの人もいると、町外の人もいると、高齢者もいると、それから何か必要に応じて当然来ると思うのですが、やはりどんな人でもある程度対応は同じになっているかどうか。例えば業者さんがしょっちゅう来ているので、その対応等を近くで見ていると。そうしたら自分の場合は本当にたまにしか来たことがなかった、全然対応が違うと。これも接遇の基本に反しているということにつながるわけです。そういうところを当然課長等が見て、それを判断するのだと思いますが、やはり研修というものは、その訓示の中でも結構ですから、ある程度反復するということが必要ではないかと思えます。

あと、シルバーさんが悪いとか、そういうことを全然言っているわけではないのですけれども、そういう場合もあると。やはりこれは行く人、訪れる人は役場と同じというふうに感じているわけだと思います。特にふれ愛ベースなんかは結構子育ての人が多から、もう友達感覚で行って、こういうふうに行っているから何ともないとか、あまり苦情は聞いてはいないのですけれども、ある程度どこでも同じようにできるということが必要だと思います。

電話対応につきましては、これでもしも迅速にできるということがあれば改めていただくと。特にあと1点は、町民課さんなのですけれども、町民課で今マイナンバーカードが非常に発行が多いというふうなことなのですが、書いたりするのにバインダーを頂いてそこで書いたりするのですが、会計担当が大分引っ込んだりしたのですが、机を置いて椅子を置いて、そこで書けるようなスペース、健康福祉課なんか行きましても、あそこの窓口の前で座って書いたりできるということなのですが、このマイナンバーカードなんかの発行に関しては、結構役場の職員さんが膝をついて、下からこうやって丁寧に教えていただいたり私もしましたけれども、やはりそういう場所の設定というのは必要だ。まだこれからもあったとしたら、

机と椅子を置くぐらい、待っているところの椅子はあるのだけれども、書いたりするところがないと。そういう工夫というか、場に応じたということは必要なのではないかなと。予算かからないのでできるとすれば、いつでも行ったらすぐ書けるような場所の設定というのはどうかと。以上について再度お願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

どんな人にでも対応を同じようにというお話、これは当然なことでございますので、しっかりとこのところは周知をさせていただきたいと思っております。

ではないかという言葉が多かったというのですけれども、私も職員と一緒に常に接しているわけではございませんので、たまたま電話などのときにはそんなこともあるのではないかなと思っておりますので、あとシルバーにつきましてもそんなことございますので、ではないかなということでお話をさせていただいたわけでございます。

それから、町民課につきましては、今マイナンバーカードをしっかりと進めさせていただいている中で、本当に多くの皆様にお越しいただいておるわけございまして、今議員がおっしゃったように、これからお金をかけないで工夫をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移りたいと思いますが、1つだけ、組織としての政策目標を掲げているかという点について後でまた検討していただければと思います。

農村地域工業等導入地域について、町では労働の場を確保する目的で平成4年に岩田地区に農村地域工業等導入地域を指定し、企業を誘致してきました。しかし、ここに来て地域の一部の指定を解除し、土地を切り売りできるような説明を地権者にしているようですが、このことは当初にしていた説明とは違うようです。そこで、次の点について町に伺います。

1、今まで行ってきた地権者への説明について。

2、説明が方針も含めて変わった理由について、産業観光課長、お願いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の農村地域工業等導入地域についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の今までに行ってきた地権者への説明についてのご質問でございますが、岩田地区の農村地域工業等導入地域のうち、平成4年度に計画区域を北側に拡張した土地につきましては、変更後の実施計画に基づき、この地域に導入すべき対象業種を工業等の5業種にしていることや、導入すべき対象業種に該当する企業に農地を譲渡した場合には税の優遇措置があること、また町では企業立地を推進するため、企業向けの支援制度の拡充や、国や県などの企業誘致担当部局との連携を図りながら、この地域を最優先に企業誘致に取り組んでいる旨を地権者の皆様へお伝えしてまいりました。

2つ目の、説明が変わった理由についてのご質問でございますが、この地域への企業立地が進まない中、平成29年7月に農村地域工業等導入促進法が改正され、新たに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農産法が施行されました。この改正の一番のポイントは産業構造の変化に対応し、就業機会を一層確保するため、導入すべき対象業種を限定せずに地域の実情に応じて導入すべき業種を定められるようになった点でございます。しかし、町の実施計画を変更するには国や県との協議が必要であり、相当の年数を要するため、県内で実施計画を作成している全ての市町村が改正前の5業種のままとなっております。

り、当然のことながら計画区域の変更は行っておりません。

また、土地の切り売りについての説明が当初していた説明と違うところのご指摘につきましては、個人の財産に関する内容でございますので、ここでお答えすることは差し控えさせていただきたいと存じますが、いずれにいたしましても、企業立地が計画どおり進まないまま30年が経過しており、地権者の皆様から様々なご意見やご要望をいただく中で、町と地権者の間にそごが生じていることも事実でございます。また、地権者の中には代替わりをされた方も大勢いらっしゃると思われまますので、町といたしましては改めて制度の説明と今後の方針について、地権者の皆様と協議させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今課長に答弁いただきました。この制度は結構古く、国のほうで昭和46年につくった法律なのですね。この目的なのですが、農業構造の改善を促進することにより、農業と工業等の均等ある発展と雇用構造の高度化に資することと、これが目標だと、国のほうの目標だということなのですが、これを達成するのは非常に難しいことだろうと。以前にも私のこの質問をしたことがあるので、再度質問しているわけなのですが、当然代替わりしているところが結構あるから、当初の説明が今の代の人に引き継がれていないということもあるようです。当時導入したときの地権者への説明と資料として保存されているのかどうかということについて1点。

あとは、多分経過毎に進捗状況の説明というのがなされていなかったのではないのかなということがありますので、そのことについて。

平成26年5月2日、これ日にちは確かです。当時の担当者が部分解除はできない、もし仕方ない理由の場合には全地権者の同意が必要であるというふうな説明をしているということなので、特に今回個人事業主に譲渡をするのかどうか。では、平成26年に行った役場の担当者の説明と違うではないかというふうな、どなたが説明したかというのも聞いてはおりますが、そんなことはどうでもいいことで、役場としてどうなのだろうと。

それから、農業と工業の均衡ある発展、雇用構造の複雑化への対応というふうなことなのですが、時代がどんどん変わっているところなので、これは当然今の時代に合わせた導入というのを町のほうで計画しているのかどうかということだけど、そこまで着手できていないか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、昭和46年当時の説明資料が保存されているのかというご質問でございますが、当初の計画というのは残っております。ですので、その計画に様々なことが書き込まれたりはおしておるのですが、先ほど私が申し上げた説明と変わっていないのは確かなのです。ですから、全ての資料を見たわけではございませんので、もしかすると違うことを言っている場合もあるかもしれませんが、法律として申し上げますと、私が申し上げたとおりだと思っております。

それから、これまで地権者への説明のほうですか、してきたかということなのですが、個人個人が町のほうへ要望やご意見をいただくときにお話はさせていただいたのですが、全員の方を集めて説明をしたという機会は設けていないと思います。

それと、あと個人の事業者に土地を売るのかというお話でございますが、あの地域につきましては農産

法という法律と、それから農地法、村田議員も農業委員をされておりましたのでご存じかと思いますが、農地法に基づいて、先ほど言った5業種以外の事業者もあそこに起業することはできるのです。ですので、今回あそこへ起業を予定している方というのは5業種には入っていませんが、農地法に基づいてあそこに起業を計画しているところでございます。ただ、農産法に該当する業種ではございませんので、地権者の方に優遇措置がないというところが農産法と農地法の違いでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それとあと、農業構造、時代に合ったというところでしょうか、それについては難しいところがありまして、あの地域につきましては、なぜ立地がかなわないかといいますと、見て分かるとおり、高圧線が上を横断しております。それから下を見ますと、地形がすごくひょろ長い、整形が悪いのです。それとあと軟弱な地質であります。そうしたことがこれまで30年間企業を誘致することができなかった要因となっております。ですから、それを解消できる手だてというのが今のところないものですから、どんな企業でも誘致するのが難しいというところで、時代に合った企業を呼んでくるというのはなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 過去に遡って何であんなところをこういう指定地域にしたのだとか言っても始まらないことですので、このことは今町政を預かっている方々がやはり先を見てといいますか、ぜひそういうふうにはほかのことにしても事業実施をしていただきたいと思っております。これは質問とは離れますけれども、やはり一番大きなことは、なかなか仕事が忙しいであろうと推測しますが、地権者への説明というのは節々にやっておけばよかったのかなと。当然同じ人たちではないと。特に地目に関しても田もあるし畑もあるし雑種地もこの中にはあると。そうすると、やはり地権者としては、うんということもあり得る場所であると、そんなふうなことも。1点ちょっと。では、あれはもう完全に解除して住宅地にしても、あそこに住宅は建てないですよ。これはいいです。

課内での記録の保管と、担当者が替わった場合の引継ぎ体制と、これはこのことに関してだけどうなっているのだけではなくて、やはりこれをしっかりしないと、今のような、私が言うような平成何年にこういうふうには全地権者に言ったのではないかと、何でその話が来ないで、あの部分をそういうふうにするのだと、5業種ではないではないかと。言葉が悪いですがけれども、そういうこともあるので、もしもこの事業を進めるのであれば、これからでも多分批判は来ると思っています。批判というか、抗議かもしれません。そのことに関して役場として対応をしっかりしていただきたいということ。

それから、あの地域は農地としては活用しては駄目なのです。例えばああいう指定になっているけれども、実際問題としてそこでもう来ないのだから、自分の土地なのだから、耕して作物を作って、その話が来たらそれはやめるということができるとかどうかと。やりたい人がいるかどうか分かりませんよ。農業と工業の均等な発展ということを考えれば、長瀬町は特に特産物もないので、これから農産物といっても食用ではない特用作物、工芸品とか薬用植物とか景観植物とか、そんなものを栽培したりということができるとか、この点についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

5業種以外の業種を今回あそこに誘致するということで、地元の地権者にどう説明するのだということ

でございますが、これまでも30年間企業を誘致することができなかつたものですから、5業種以外の業種についても誘致を図ってまいりました。ただ、地元の地権者に説明するまでの企業がなかつたものですから、そこまで立地に向けて話が進んだ案件がなかつたものですから、これまで一度も地元の地権者に話をしたことがなかつたのですが、ずっとそれは続けていることです。先ほど言ったように農地法と農産法という2つの法律がございますので、それに基づいて5業種以外の業種についてもあそこに誘致を図ってまいりました。

それと、あとあの地域において農作物が作れるのかというようなご質問でございますが、農産法があそこに法がかかってはいますけれども、ほかの農地と何の違いもありませんので、あそこで農業をすることは可能です。ですけれども、今長瀬の農業がかなり衰退しておりまして、なかなかあの場所で、さっき言ったように地質の状況が悪かったり、日当たりが悪かったり、高圧線があったり、そういった状況の中で畑をしようという方が少ないのかなというところで、今あそこが何もしないような状況でずっと来てしまっているのではないかと思います。

以上です。

〔「課間の引継ぎ状況については今後」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 課内の業務の引継ぎにつきましては、異動が決まりますと個人的に皆さん引継書というのを作成して、次の担当に渡しますが、そこには必ず農村地域工業等導入地区の関係も入っております。ただ、30年間の積み上げがそこに全て書かれていることはないのので、担当になった者が昔の書類を全部見返さないと、その辺がなかなか分からないというのが現状でございます。ただ、引継ぎというのはちゃんとやっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 続いて、スポーツの振興施策について。

町は、昭和58年3月にスポーツ振興宣言を行い、昭和59年1月にスポーツ推進条例を施行し、住民の心身の健全な育成と、明るく豊かな生活に寄与してきました。しかし、現在では高齢化や人口減少、社会構造の変化などによりスポーツ意識も変わり、スポーツ団体やスポーツを楽しむ人が減少していると思ひます。そこで、次のことについて考えをお伺ひします。

1、スポーツ普及のための条件整備や、町民へのスポーツの啓発をどのように行っているのか。

2、各種スポーツ教室や競技会、体力テスト等の参加者が減少しているようですが、参加者を増やすための工夫や改善をどのように進めていくのか。教育長にお願ひします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ普及のための条件整備や、町民へのスポーツ啓発をどのように行っているかについてでございますが、町では行財政運営の総合的な指針である長瀬町総合振興計画後期基本計画にスポーツの振興を定め、施策を進めております。具体的にはスポーツの活動の場を確保するため、総合グラウンドなどの維持管理に努めるとともに、小学生から大人まで気軽にスポーツを楽しめる機会を創出するため、スポーツ教室などを通じて、町民のスポーツ活動への参加促進を図るとともに、スポーツ推進委員の活動支援や、スポーツ団体の活動を促進するための必要な支援に努めております。また、「広報ながとろ」や町のフェイスブックへのスポーツ教室参加者募集、大会結果などの掲載、「長瀬スポーツニュース」の発行

などにより周知しているほか、スポーツ競技において、ほかの模範となる活躍をした個人や団体に対しその功績をたたえとともに、町民に広く周知を図るための懸垂幕等の掲出を行っております。今後もスポーツ推進条例の目的である国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな町民生活の形成に寄与できるよう施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、各種スポーツ教室や競技会、体力テスト等の参加者が減少しているようですが、参加者を増やすための工夫や改善をどのように進めていくのかでございますが、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化により、スポーツ振興宣言時とは状況は大きく変化しており、町民のスポーツに対する意識も変わってきていると考えております。特に高齢化率は年々上昇しており、町の大きな課題の一つとなっております。このため個々の体力や、健康状態に合わせた健康運動教室の開催などの事業を実施しているところでございます。なお、健康福祉課の健康増進事業や介護予防事業との連携を図るなど、引き続き課題の解決に向け、創意工夫をして取り組んでいきたいと考えております。いずれにいたしましても、これらの実施に当たっては関係機関、団体との連携を密にするとともに、広く町民の理解と協力を得ながら推進してまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 教育長も述べられたように、社会構造が変化したということで、住民ひいては国民のスポーツに関する考え方が非常に変わってきているというのは起因していると思っておりますが、なかなか長瀨町でもスポーツを行うという人が少なくなったように見受けられます。そこで、令和3年スポーツ庁の調査です。成人の週1回以上のスポーツ実施者というのが56.4%です。3回以上実施が30%です。これ年代別に10代の人がどんなことをとかやっているのですが、驚くことに比較的若い人、10代、20代ぐらいは筋力トレーニングというのが多いのです。要するに個人でできるようなというふうな、だから自分で自助努力で、自分でお金を出してというのが増えてきたということで、目に見えない状況でそれが一番多いのだそうです。10代、20代、これパーセントも出ています。やはり長瀨町もこのスポーツ実施人口データというのは取ってみるという必要があるのではないかなと思っておりますが、そういうのをやっているのかどうか。これに基づいて、ああそうかという点が出てくるのではないかなと思っております。

それから、スポーツ協会の加盟団体数も減っていますので、先ほどちょうど議長も言いましたが、議長杯何とか大会に参加しましたというような言葉があったのですが、例えば1つのスポーツで、1つの種目で議長杯、それから町長杯、教育長杯というのをやるといってもチーム数が2つしかないとか、そんなふうな現状もあるので、これやはり今までどおりということは見直すべきと。すると、ますます衰退するかもしれないけれども、今までどおりということだと予算の無駄にもなるし、こういう見直しが必要ではないのかと。ただ、高齢者のグラウンドゴルフ人口というのは増えているのではないかなと思っております。これも塚越グラウンド、何か駐車場がないとか、岩田グラウンドはちょっと凸凹して、外の人を呼ぶには整備状況が悪いとか、または休日学校開放などではできないのかとか、この頃ほとんどナイターがついていないような状況を見ますが、これやりたいと言われたわけでもないですが、ナイターを使ってできないかなと。とにかく新たな施設の整備というのはお金がかかります。もう本庄なんかに行きますと、ゴルフのようなグラウンドゴルフ場があると。両神にも芝生のグラウンドゴルフ場等があったりします。これを造るには大変ですので、既存施設の有効活用、こんなふうなことも必要ではないのかなと。

あと、一番難しいのが町民へのスポーツ啓蒙だと思います。これはなかなか難しいと思っておりますが、広報

に出しても、多分いかないのではないかなと。スポーツ教室、年間どのくらい開催しているのだと、参加人数はどのくらいなのだろうと。やはりこれもデータが必要なのではないかな。あまり少なかったら、これは見直すと。体力テストもそうですよね。これ体力テストなんか、己の体力を知るために一番基本となることだと思うのですが、例えば高齢者は昼間実施とか、モリモリ体操の大会がありますけれども、あの後にできる人はやってみましょうとか、そういうイベント時に行うとか、若者には夜間や休日に行うとか、複数回行うというふうなことで、担当者は大変だと思いますが、こんなことはできないのかどうかと。

あと、今はウォーキングしている人多いのですが、町として何か所かコースを定めて、歩け歩け運動みたいので交流をも含めたそんなイベントも必要ではないのかなと。健康福祉課で今般行ったラジオ体操講座、インターバル速歩講座、これ今までに私は類を見ない有効な講座だったと思います。コロナ禍にしては参加者も多く、日常実施可能な有効な内容だったと思います。ただ、これは出られる人が限られていました。人数制限もあったし、だからこれを継続すること、広めるということを先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、教育委員会だけでなく、健康福祉課とも連携してこれをどう進めるかということが非常に大切で、スポーツと健康ということでもぜひそれをやっていただきたいと思います。

もう少しありますので、ちょっと例を申します。国では、昭和40年に体力づくり国民運動というのを掲げて、10月に体力づくり強調月間を定めています。これは、今はなかなかちょっとということがありますが、やはりさっき言ったようなのを何らかの事業にと。特に吉見町では長瀬と一緒に。町制50周年事業を行いました。そこでスポフェスをやりました。スポーツフェスタですよ。800人の人たちが汗を流したというふうなことも新聞記事にも出ていました。今年の箱根駅伝も長瀬町で2人の選手が一応1軍に入っていると、走る可能性を持っているということなんかもあります。これで例えば来年になってとか、そんなふうな人も呼んでウォーキングとか、実際にまだ動いている選手とか、そんなふうなこともぜひできるのではないかと。

それから、オクトーバーランという事業もあります。オクトーバーラン&ウォークという事業です。これはオンラインで今開催されていますが、福井県の美浜町は減塩、減量を合い言葉にげんげん運動というのをやっているのだそうです。これ住民の3%がウォーキングだけには参加している、ランニングでも参加していると、こんなふうな事業もあります。

また、これは特定財団だからですけど、笹川スポーツ財団がスポーツチャレンジデーというのをやっています。5月に第3水曜日かな、1日スポーツに参加した住民の参加率を3つぐらいの同じような町村で競うのです。これ小鹿野町もやっていました。今は入っていません。昨年度は69の自治体が参加しました。その前は63団体です。こんなふうなことに参加を呼びかけてみて、これ結構学校なんかにも呼びかけるのです。そうすると、何%の人が1日に運動したかというのを競ったりすると、こんなふうな事業もあるので、教育委員会としてどのように考えるか。今言ってる今答えるというのは難しいと思いますが、答弁できる範囲でお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） では、村田議員の再質問についてお答えいたします。まず順不同とはなりますが、お許しいただきたいと存じます。

スポーツ教室等の参加者の問題でございますが、教育委員会主催事業であるスポーツ教室やハイキングなど、それからボール投げ教室等、小学生の対象の参加者は非常に多くなっております。このあたりも大きな増減、むしろ小学生は増えている状況でございます。そのほかにもペタンクやパラスポーツのポッチ

ャなどの新たな種目も実施して、引き続きこのあたり創意工夫をして取り組んでいきたいと思えます。

また、体力テストはコロナ禍のため、今年度3年ぶりに実施となりました。1度だけでございましたので、10名の参加がございました。令和元年度は2回で24名、平成30年度も2回で25名の参加者があり、1回当たりの参加者はやや減少している状況ではございますが、同じような状況で推移していると考えます。

また、今後参加者を増やすためにはどのような方法がよいのかについては、また検討していく予定でございます。

それから、ウォーキングコースにつきましては、現在はスマホのウォーキングアプリなどを用いまして、ご自宅から好きなコースを歩くというウォーキングを楽しむ方も増加しております。多分議員もこのようなことを活用なさっているのではないかと思います。モデルコースのようなものがあればよいとか、それから距離の目安になるコースがあったほうがよいというご意見が数多く寄せられるようであれば、平成23年当時に体育指導員と健康福祉課がマップを作成しておりますので、これを参考として今後検討してまいりたいと考えております。特に現在の長瀬町は高齢化率が39%を超える状況でございますので、こういうところから運動の習慣化を図る必要があると考えております。

それから、続きまして教育委員会といたしましても町で非常に活躍をしている選手等、先ほどの話にもありましたように、箱根駅伝や大会に出る方もいらっしゃいます。今までにもスポーツの大会で大きな成績を残した方もいらっしゃいますので、今後そういうふうな方をお呼びしての、町のそういうすばらしい実績を持った方に、子供たちであるとか若い人たちに向けての講演会の実施などができるようであれば、考えてまいりたいと存じます。

今後も健康福祉課とご一緒にいろいろ考えながら、やはりいろいろな競技スポーツであったり、それから子供たちのためになるようないろいろなスポーツの推進について十分考えて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 内容的にすぐ答えられないというふうなところもあったと思うのですが、先ほど言いました体力づくり国民運動であるとか、オクトーバーランであるとか、スポーツチャレンジデーとか、そのようなものもあるので、ぜひ今までどおりではなくて、1回やってみるかというふうな事業を企画していただけたらと。特に健康福祉課で、この間信州大学の先生に来ていただいた速歩なのですが、これなんかにつきましては、当日そういうインストラクターを養成するので、ぜひそういう研修にも参加してくださいと。もう指名されれば私も行きたいぐらいです。そうすれば、いろんなところへ行って町なかで、手前みそですが、大体の知識は持っているのですが、はっきり言ってウォーキング、1万歩しても効果は、筋力はほぼゼロ%に近いと。インターバル速歩を20分行くと、これデータを示していただいたのが24%筋力がアップするというふうな実例を出していただきました。多分時間もなかったもので、インターバル速歩以外でもカニ歩きで横歩きとか後ろ歩きとか、なかなか場所が難しいのですが、そんなふうなことも、ただ歩くよりもということが町民に意識化することをぜひ。そんなふうなことをぜひ。

あと、ウォーキングにつきましてはコース、昔設定したのを私も知っています。前もこのような質問をしましたがけれども、前のコースではなくてもいいけれども、距離が分かるようなと。長瀬町で5か所ぐらいでもいいから、そんなふうなことを設定して、目安となるようなことをぜひ健康福祉課とも協働で結構ですからやっていただきたいと。簡単に答弁をお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどからお話をさせていただきましたとおり、今までどおりでなく、新しい企画というものもまた今後考えていければありがたい、こちらとしても町民の皆様のためになることを考えてまいりたいと存じます。ただ、今のコロナ禍の現状もありますので、その辺のところもまた十分に踏まえながらというところは、ひとつこちらとしても考えておるところでございます。

それから、インターバル速歩につきましては、私も資料を見させていただきまして、大変すばらしいなと。ウォーキングにプラスアルファはやはり必要なのだということが大変よく分かりました。ウォーキングコースの設定等、また今後先ほども申し上げましたように、町民の方のいろんなご要望等をお伺いしながら進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 1番、コスモシヨア長瀬跡地等利活用事業について、町長にお尋ねいたします。

コスモシヨア長瀬跡地等利活用事業について、次の事項について質問します。

(1)、事業の進捗状況と今後の進め方について。

(2)、秩父鉄道の用地を町が転貸して事業者に貸すに当たり根拠としたものについて。

(3)、9月定例会で町長は、「後で尻ぬぐいを町ですることのないように、しっかりしてほしいということを秩父鉄道にも申し上げさせていただきたい」と答弁しましたが、その結果についてお尋ねいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の、事業の進捗状況と今後の進め方についてでございますが、9月16日に審査会を開催し、その選考結果を踏まえまして、9月28日に優先交渉権者と次点候補者を選定いたしました。現在、優先交渉権者である株式会社HAMIRUと協議をしているところでございます。今後の進め方につきましては、事業者及び土地所有者との協議が調いましたら、地元への説明を予定しております。

2つ目の、秩父鉄道の用地を町が転貸して事業者に貸すに当たり根拠としたものについてでございますが、借地借家法第23条による事業用定期借地契約と考えております。先日、深谷市で開業したふかや花園プレミアム・アウトレットにおいても同様の手続が取られております。

3つ目の、9月定例会で、「後で尻ぬぐいを町ですることのないように、しっかりしてほしいということを秩父鉄道にも申し上げさせていただきたい」と答弁をさせていただきましたが、それにつきましては9月26日に秩父鉄道本社に行き、社長以下執行役員とお会いして、町や議会の状況をしっかりと申し上げさせていただきました。秩父鉄道としても本件につきましては本腰を入れて検討するよう要請をしてきたところでございます。現在は、事業開始に向けて協議を継続しておるところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） ご回答いただきました。そして、その中で9月26日に（3）番について、本社に赴き、社長また役員に申し上げてきたということで大変ご苦労さまでした。また、ありがとうございます。ですけれども、結局これは人が替わりますと、時代が変わってきますと、文書として残らないのです。いわゆる契約書に。ですから、それがいろいろと後々の後顧の憂いと、いわゆる後顧の憂いが後々なのですけれども、とならないように、しっかりと事業者同士とするのが一番よろしいわけなので、確かにアウトレット、あれだけの大規模なところで、個々の一括借り上げ状態の中でやった状態かと思えますけれども、またケースが違う状況でもあります。会社も違ってきます。そういうふうなこともありますので、私は一番定期借地権方式というのが、借地借家法に基づいてやったということでもありますけれども、これは地権者に大変よいように、地権者が貸しやすいような状態でできている部分があります。このことによって非常にトラブルも後々ある状況になります。これは、いわゆる借地権者が元どおりにして返すというふうなことがしっかり決まっているので、地主さん安心ですよということでもありますので、その辺のところを町が必ず更地にして返しますから、地主さん安心ですよと言っているのと同じことなのです。ですから、定期借地権方式をできるだけ文言として残さないようにしてやっておくことは大事だと思うので、最終的な契約について社長たちにも理解してもらえたと思うのです。熱意も伝わったと思うのです。ですけれども、文書としてしっかり残していただきたいのが私、議員としての希望であります。後々長瀬町が憂いが残らないように、ぜひそういう文言として残していただきたいと思います。私たち議員も、またここにご出席しております職員の方々も多分この問題が薄れてきた頃には、あと10年もすると、みんなもうこの議場にいないという状況の中であんなことを新井利朗が言っていたのになと言っても、誰も知らないという状況になってしまいますので、そういうことのないように契約書に残るような形でぜひ進めていただきたいということを伝えておきます。契約書の中に括弧1行つけておくことも大事だと思っております。以上で、ぜひ町長、その辺のところを企財課長と共に計画を進める中で、協議中の中でお進めいただきたいと思うところであります。

2番の質問に行きます。上長瀬駅前付近の暗がりの解消について町長にお伺いいたします。

上長瀬駅前周辺は、以前あった照明灯が撤去されてしまい、非常に薄暗い状況です。地元から暗がりを解消してほしいとの要望がありますので、町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

あともう一つつけ加えさせていただきますと、今月に入って大木小路区の中に昨年、前区長が申請しておりました防犯灯を取り付けていただきました。大変明るくなって、あの地元の人たち、また通行している人たちが大変喜んでる次第です。自分でも行ってみまして、何か光が山のほうから向かって下りてくると非常に分かりやすく、希望が見えるような感じの、とてもいいLEDがついたなということでもあります。あのLED1個どのぐらいしたのかなと思いつつながら、これであちこちつければいいなということをお考えた次第です。お礼とともにお願いさせていただきます。それでは、回答をお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、上長瀬駅前の照明灯の撤去につきましては、平成27年度の歩道整備工事のときに、街路灯を管理しておりました商工会及び設置事業者の承諾を得て撤去しましたが、撤去するのに当たり、街路灯の代替として防犯灯、道路照明灯の設置要望はその当時ございませんでした。新井議員のおっしゃっております場所は、昨年度に上長瀬区長さんから口頭でお話があり、現地調査を行った上で、以前も総務課長から答

弁をいたしましたけれども、駅舎及び付近の住宅の明かりがあることから、優先順位が低いと判断し、設置を見送らせていただいた経緯がございます。今回の質問を受けまして、再度地元の上長瀬区長さんとも相談をさせていただきながら、町内全体の防犯灯の設置状況や、設置箇所付近の現状を再調査した上で、新設だけではなくて移設も含めて検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、町民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす犯罪の防止並びに夜間における歩行者の安全を確保し、犯罪のない安心安全なまちづくりができるように努めてまいります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） すばらしい回答をいただきまして、ありがとうございます。ぜひそれが実行されますようお願いしたいと思います。ご期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） あまりに新井議員の簡単なご質問でございますので、一言だけつけ加えさせていただきます。

実は10月15日に行われましたU-15未来議会におきましても、第一小学校6年生の堀口奏真君から夜間でも安心して散歩をしたり地域を巡ったりできるように防犯対策として街路灯を増やしたほうがよいとのご質問をいただきました。また、そのときにソーラー式がいいですよというお話もいただいておりますので、こちらもしっかりと受け止めさせていただきながら今後進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 4番、野原。マスクを取らせていただきます。質問します。旧新井家住宅の保全と改修について、教育長にお伺いいたします。

国指定重要文化財である旧新井家住宅は養蚕農家のたたずまいを残す貴重な建物です。調べたところでは、平成4年に下屋根の杉皮のふき替え、平成5年には屋根板の5割を交換、平成20年には屋根板の8割を交換と、全ての杉板等の交換がされているようです。重要文化財の指定時から今日までの保全状況、また板葺切妻石置屋根の傷みが激しいと思われませんが、今後の保全方針と改修についてお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国指定重要文化財、旧新井家住宅は昭和46年6月に重要文化財に指定され、その後昭和48年3月に町に寄贈され、昭和50年3月に現在地への移築、修理が行われております。また、昭和56年6月には隣接地に郷土資料館が設置され、一体的に管理を行ってまいりました。旧新井家住宅の重要文化財指定時から今日までの保全状況についてでございますが、文化財を良好な状態で保存するため、維持管理につきましては計画的に実施しております。平成20年度の板ぶき屋根の大規模改修をはじめ、そのほかの年度においても、うまやなどの麦わら屋根の修繕、板ぶき屋根の清掃や防腐剤塗布、また消防設備の改修などを行ってきております。

次に、今後の保全方針と改修についてでございますが、今年度は耐震予備診断とトイレの麦わら屋根修繕を実施いたします。来年度以降についても板ぶき屋根の修繕や清掃、麦わら屋根の修繕など計画的に実施してまいります。

なお、今年度耐震予備診断を実施いたしますが、耐震補強をどのくらい行う必要があるか、その結果について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、井深教育長の答弁に対しまして、確認を含め再質問をさせていただきます。

重複するかもしれませんが、重要な事柄のため、旧新井家住宅の歴史について触れさせていただきます。旧新井家住宅は秩父地方を代表する板葺切妻石置屋根の養蚕農家の代表として、昭和46年6月22日に国の重要文化財に指定されました。指定後、所有者の故新井正之氏からの申出により、昭和48年に長瀨町に寄贈されました。町では、旧新井家住宅の一般公開を計画・決定し、解体及び移築を行いました。解体・移築工事は昭和49年1月に着工し、昭和50年3月には竣工して、現在の場所に再建されました。旧新井家住宅の直近の大規模な修理は平成20年に実施され、10月17日及び18日には修理工事後の見学会も実施されたようです。詳しい見学会資料等によると、工事内容は、1、屋根板の8割余りの交換、杉皮の全てを交換、2、下屋根の杉皮の全面ふき替え、3、野地の木舞竹の一部を交換、4、破風板の押さえ石の丸石や大きな石の一部を交換となっています。同資料には、今回の工事は移設以来の最大の修理工事と記載されています。また、ほかの資料では栗板は4,300枚、押さえ石は500個でした。工事金額は約2,200万円で、施工会社は群馬県中之条町の株式会社町田工業様となっています。

そこで、1つ目の質問です。旧新井家住宅は秩父地方を代表する板葺切妻石置屋根の養蚕農家となっていますが、旧新井家住宅以外に秩父市内に板葺切妻石置屋根の養蚕農家のたたずまいを残している建物は存在するのか、まず伺います。私の知る限りでは、近隣地域で板葺切妻石置屋根の養蚕農家のたたずまいを残している建物は、群馬県上野村の国指定重要文化財の指定を受けている旧黒澤家住宅のみとなっています。

2つ目の質問です。コロナ前に聴取した情報によると、群馬県上野村の旧黒澤家住宅では、女性の方が板ぶき屋根の薫蒸を目的に毎日いろりて火を燃やしており、部屋中に煙が充満し、暗い部屋の中を煙がゆらゆらとたなびいていたとのことでした。これは煙による薫蒸により、板ぶき屋根を一日でも長く、よりよい状態に保全することを目的に実施しているとのことでした。文化財に対する早め早めの手当ての重要性を実感する貴重な情報であると思います。有識者によりますと、板ぶき屋根板の場合には押さえ石の下に落ち葉がたまるのが板ぶき屋根の栗板等の寿命を縮める最大の要因の一つで、可能であるなら定期的にブロー等により押さえ石の下の落ち葉を除去することが大事とのことでした。旧新井家住宅の板ぶき屋根板は平成20年の修理以降、約14年が経過していますが、現在の板ぶき屋根板はどのような状況となっているのかを伺います。そもそも定期的に保守点検等を実施しているのか、また押さえ石周りの落ち葉撤去等の必要性に対する町としての見解を伺います。

3つ目の質問です。平成20年の大改修以降の旧新井家住宅と郷土資料館の維持管理費及び人件費などを含め、総費用及び同施設への入場者数と入館総費用についても伺います。つまり費用対効果です。なお、旧新井家住宅と郷土資料館とは別々の総費用、内訳を伺います。人件費については、両項目に関わると思

われますので、別立ての費用内訳でお願いいたします。また、全てのデータは平成20年の大改修終了から新型コロナウイルスが発生する前の平成30年3月までの実績データで結構です。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員の再質問についてお答えいたします。

秩父郡市内において板葺切妻石置屋根を持つ養蚕農家家屋は、旧新井家住宅以外に残存しているかにつきましては、秩父地域では板ぶき屋根を持つ養蚕農家の家屋として現存しているのは旧新井家住宅のみと認識しております。

続いて、2つ目の質問でございます。旧新井家住宅の板ぶき屋根の現在の状況と、定期的な保守点検の実施についてでございますが、板ぶき屋根については、おおむね5年ごとに枯れ葉等の清掃や防腐剤塗布等を実施しております。また、外観及び内部からの目視により点検を定期的に行っておりますが、現状問題は発生しておりません。

続いて、3つ目の質問でございます。平成20年度の大規模改修以降から平成30年度までの旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理等にかかった費用の総費用等についてでございます。平成20年度から平成30年度までの運営経費と入館者数、入館料については、運営経費について工事等明確に旧新井家住宅と郷土資料館とで分けられる費用については別々にお答えいたしますが、通常管理業務に係る経費は人件費以外にも共存する部分が多いことから、一括で回答させていただきます。旧新井家住宅の維持補修等の経費は3,048万9,898円、約3,050万円でございます。郷土資料館の補修・改修、展示替え等の経費は842万853円、約850万円でございます。旧新井家住宅及び郷土資料館の管理業務委託や光熱水費等の管理運営の経費は3,934万6,289円、約3,940万円ございました。また、入館者数は8万7,035人、入館料は1,488万4,120円ございました。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

秩父市蒔田にある国指定重要文化財の内田家住宅は、通称繭の家と呼ばれています。秩父地方を代表するかやぶき屋根の養蚕農家のたたずまいを残しています。今年は、10月30日から11月6日まで内田家秋のおいでくだ祭が開催され、たくさんの方が訪れたようです。

そこで、1つ目の質問です。数年前は旧新井家住宅でも各種催物を開催して、より多くの皆様に旧新井家住宅に足を運んでいただくための努力をしていると確認していました。ウィズコロナの中で旧新井家住宅を活性化させることを念頭にどのような企画や方策を考えているのか、町としての考えをお伺いいたします。私案でございますが、長瀬町観光スタンプラリー等を企画して、旧新井家住宅をコースの中に取り込むことにより、旧新井家住宅の活性化を図ることもできるのではないかと感じております。また、新井家住宅の入り口の右側にスロープをつけて、お年寄り、また私みたいな人が階段を上がっていくのはちょっと大変なので、もうそういうのも幾らか見直したほうがいいのではないかなと思っております。もちろん町としての専門家の企画や実行力にも期待しています。

2つ目の質問です。旧新井家住宅は、秩父地方を代表する養蚕農家であることから、リアルな養蚕農家の生活や情景に特化した展示にすることも旧新井家住宅の存在意義につながると私は考えています。検討に値すると私は考えますが、町としての見解を伺います。

3つ目の質問です。文化財、先人たちの追体験そのものであり、現在の私たちからの過去や未来を見詰

める一つの大切な財産であると考えます。また、文化財は生きた歴史そのものであり、有形や無形、技術など、可能な限りあるがままの姿を後世に伝えることが私たちの使命ではないでしょうか。有識者によると、板ぶき屋根板に使用する栗板は栗の木の植栽確認や栗の木の伐採後、直ちに人力により、生の栗の木を裂き分けることが必要だそうです。旧新井家住宅の規模から計算してもそれ相応の時間と費用が必要とのこと。また、現在使用している栗板の再利用はほとんど不可能だそうです。以上、私の集めた情報からも改めて旧新井家住宅の保全方針の検討や、早急に改修に関する具体的なロードマップ等の作成が必要と考えますが、町としての考えを伺います。対応の遅れが日本国民の共有財産の損失にもつながりかねません。また、改修費用等の倍増も懸念されます。町としての旧新井家住宅に対する思いや考え方等についても併せてお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

ウィズコロナの中で旧新井家住宅を活性化させていくためにどのような方策を考えているかですが、旧新井家住宅及び郷土資料館への来館者は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、減少傾向にありましたが、最近では一時期に比べ当町への観光客の客足も戻りつつあると感じております。これまでも入館者増加の取組として、日本自動車連盟会員優待割引などを実施しております。イベント等の実施につきましても、今後も関係機関と連携するなど検討していきたいと考えております。

2つ目の質問の、旧新井家住宅の展示を養蚕農家に特化したものにするに旧新井家住宅の存在意義につながるのではないかと伺うことですが、旧新井家住宅の展示については、旧新井家住宅の本来の価値を伝えるためには展示内容も大変重要であると認識しております。見学者の方々に文化財的価値を正しく理解していただくためにも引き続き展示内容の充実に取り組みたいと考えております。

3つ目の質問の、旧新井家住宅の適正な維持管理についてでございますが、旧新井家住宅の維持管理につきましても計画的な維持補修に努めております。野原議員のおっしゃるとおり、旧新井家住宅は先人たちから受け継がれてきた貴重な文化財であり、国民共有の財産であります。長く後世に伝えることができるよう引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

〔「質問を終わります」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時05分

再開 午後1時05分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、総務課長に質問します。

まず、第1番に防犯灯の設置基準についてです。町内各所に防犯灯が設置されていますが、近年新たに住宅が建てられた場所にはまだ暗い箇所があると思います。そこで、防犯灯を新設する場合にはどのような設置基準が定められているのか伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯を新設する場合の設置基準につきましては、平成23年度に防犯灯のLED化を実施し、それ以降、要望箇所として行き止まりの道、市道や住宅の前などの要望が多くなってきたことから、平成25年12月に長瀬町防犯灯設置基準を定めております。新設する場合は、1点目として、原則として通り抜けができる公道に面した場所で、防犯灯の設置が可能な電柱があり、かつ低圧電線が配線されている、または配線可能であること。2点目として、既設の防犯灯またはそのほかの照明器具から新たに設置する防犯灯までの距離が直線でおおむね50メートル以上であること。ただし、防犯上特に必要と認める場合、またはカーブが多く見通しが悪い等、道路形状等の理由によりやむを得ないときはこの限りではなくなっています。3点目として、引込線は原則として私有地の上空を横断しないこと。4点目として、専用柱の設置が必要な場合は、借地料が無償であることとしております。なお、設置基準を満たしていなくても事故や防犯、犯罪等のおそれがある場所については現場の状況を調査し、緊急性などを考慮しながら設置することができるものとなっています。以上のとおり設置基準が定められており、現在長瀬町には防犯灯936基のほか、道路照明灯140基が設置されております。

以上です。

〔「ありがとうございました。前にここにお隣にいる新井議員が……」と
言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 挙手してください。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 先ほど新井議員が同じ防犯灯のことについて質問しました。そして、ありがとうの言葉が言われましたのですけれども、私は、ここにあります936と140と言うのですけれども、この50メートルということが原則としてありますと言うのですけれども、これは少しぐらいはどうでもいいということですね。それで、この設置するのについて設置基準、誰が設置をする、申請は区長がするのですか、それをお聞きします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

こちらのほうは設置基準にも定められておりまして、行政区長が防犯灯設置要望書を町長に提出することになっております。

以上です。

○7番（大島瑠美子君） ありがとうございました。早速取りかかろうと思います。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 次に、産業観光課長にお伺いします。

イノシシによる被害についてです。毎年秋の収穫期になると、農産物がイノシシの被害に遭ったとの話を聞きます。イノシシは食害のほかに夜に遭遇して人的被害を被ることも考えられ、何らかの対策が必要

だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のイノシシによる被害についてのご質問にお答えいたします。

近年イノシシの生息区域が急速に拡大し、それに伴い農産物等への被害も広がりを見せております。イノシシによる被害は農作物への食害だけでなく、耕地の掘り起こし、土手や水路を崩すなど、農業基盤への被害も増えてきております。また、ご質問の人的被害につきましては、平成17年12月に井戸地内の白鳥荘で発生して以来、幸いにして町への報告は受けておりませんが、イノシシの個体数が増加傾向にあることを鑑みますと、何らかの対策が必要であると感じております。こうしたイノシシによる被害を未然に防止するためにはイノシシの習性を知ることが重要であり、イノシシの習性を知ることができれば、より効果的な対策を講じることが可能となります。イノシシは夜間に活動しているイメージがありますが、夜行性の動物ではございません。人間が活動している時間帯は警戒して身を隠しているだけで、警戒心がなくなれば日中も行動するようになります。また、臆病で警戒心が強く、人間の前では身を隠す習性であっても、わなにかかったり、何かの拍子に住宅地に迷い込んでパニックになったイノシシは人間に向かってくることがあるので、近づいたり声で威嚇したりしないように注意をしてください。イノシシの住宅地等への出没に対しましては、従来の対策に加え、県や警察、猟友会等の関係機関と連携し、積極的に捕獲を実施してまいりますので、夜間や身の危険を感じるなど、緊急を要する場合は秩父警察署へ直接通報するようにしてください。今後は専門家による住民向けの講習会を開催し、イノシシが出没しにくい環境づくりに住民の皆様と一緒に取り組むとともに、イノシシ等を目撃した場合の対応マニュアルを作成するなど、農作物等への被害防止と住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） イノシシによる被害が増えてはいますけれども、人的被害がないということが幸いでございます。野上下郷なのですけれども、かわらん家の前をイノシシの親子が通ることが、今年はないのですけれども、あったのです。そうすると、観光客の方がこの辺でイノシシを飼っているうちがあるのですかと。そんなことありませんよねと話をしましたけれども、観光客は親子でいると、イノシシを飼っているなと思うわけなのです。そうなのです、なるべくですけれども、こちらのほうに出てこないようにということで、よく道路を境に、道路の上には出てくるのだよ、道路の下には出てくるのだよということになっていますので、そのところをどうにかしなくてはと言いますけれども、イノシシも動物ですから動きますから、すごく大変なことだと思うのですけれども、人的被害がないようにこれからも願っているわけです。そうなのです、秩父警察署とか、それから役場からもイノシシの被害とか何かに十分お気をつけくださいと言うのですけれども、回覧板というのはあまり見ないのですけれども、これからも事故が起きないように対策を取ってしてもらうにはなるべく広報紙を配るときに、2か月に1回ぐらいはイノシシが出始めましたよというようなことを配っていただけたらありがたいと思いますけれども、そのことについて、産業観光課長どうお考えですか。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

イノシシを住宅地の周辺に近づけさせないためには、やはりイノシシのすみかや隠れ家となるような耕

作放棄地の解消、それから管理不足の竹林や森林の再生が必要不可欠であります。それと、あと住民一人一人の方が餌場となるようなコンポスターの使用を控えたり、それから野菜くずを畑に捨てないなどの地域ぐるみのイノシシの住みづらい環境づくりが一番大事な対策となっておりますので、今後住民の皆さんのご協力をいただいて、皆さんが生活をする空間にイノシシができるだけ入らないように町としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今コンポスターと言いましたけれども、前はコンポスターを買うときに補助金が出ましたよね。それはもうなくて、補助金がないからコンポスターを設置する家庭が少なくなったので、いいことで、それはだから広域の生ごみのところに入れて出すというふうな指導を、もしかというときには言えばいいわけですね。コンポスターまだある。

○議長（板谷定美君） 生ごみの問題。

○7番（大島瑠美子君） 生ごみ。だから、餌になるようなものは1袋35円の袋に入れて出すということですよね。分かりました。ではそれで。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○7番（大島瑠美子君） はい、いいです。

議長、3番に進んでよろしいですか。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○7番（大島瑠美子君） 3番、ハナビシソウについて、また産業観光課長にお伺いします。

花の里のハナビシソウは、初夏の風物詩として定着してきました。ただ、同じ品種を育て続けていると、連作障害によって生育に支障を来すと思います。専門家の意見を聞くなどして、年によってはほかの品種を育てる方法もあると思いますが、町の考えを伺います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のハナビシソウについてのご質問にお答えいたします。

連作障害による生育不良につきましては、以前秩父農林振興センターに問合せをしたところ、作物の場合は同一作物を育てることで土壌成分に偏りが発生し、作物の育成が妨げられてしまうことがあるとの回答がございました。そのため、花の里では化学肥料や堆肥の施肥、苦土石灰の散布を行い、土壌成分が偏らないよう留意しながら土壌の管理を行っておりますが、簡易的なpH測定器だけでは土壌の酸性度を測ることはできても、土壌成分の偏りまでは正確に把握することは困難であるため、大島議員ご指摘のとおり、専門家による土壌成分の検査を実施し、結果によっては必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、年によって他の品種を育てる方法もあるとのご提案でございますが、花の里はこれまでも初夏にハナビシソウ、秋にコスモスという二毛作を実施しております。1年のうちに同じ畑でハナビシソウ以外の品種を栽培することで、連作障害の抑制と、コスモスには土壌をよみがえらせる緑肥としての効果が期待できると考えております。また、この花の里は花の里づくり実行委員会の皆様が一心にハナビシソウの育成に取り組まれ、長い年月をかけてマスメディアや観光客に浸透し、今では長瀨町の初夏の風物詩として多くの観光客が訪れる観光スポットであることを考えますと、今後も引き続き花の里づくり実行委員会と協力して、ハナビシソウを中心とした花によるまちおこしに全力で取り組んでまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） ハナビシソウなのですけれども、花の種も必要ですけれども、何しろ一番は土壌なのです。土を入れ替えるということなので、それで、せこくしなくて、土を全部入れ替えるのもいいのですけれども、その上に新しい土をばんばん載せてしまったら一番いい解決策なのではないかなと思うのですけれども。それで、もしも土を入れる場合には100万円とか何百万円かかるかも分からないのですけれども、おおよその見当はついているのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

土を全部入れ替える費用については一度も算出したことはございません。今やっているのは、先ほど申し上げたとおり苦土石灰ですとか、様々な肥料を入れたり、あとは牛ふんを安く譲り受けまして、畑に入れるようなことは実施しております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） お金のほうの関係もあるからということで土の入替えをしないということの結論のようなのですけれども、各家庭だったら、すぐにコンポスターでも何でも土をコメリで買ってきて、新しいやつに入れ替えてしまいますから、いつでもすぐいいのが咲くのです。そういうことも考えますと、お金がかかっても、本当のこと言ってやってもらったほうがいいかなと思って。花の代金を半分に減らしてでも土をちゃんとやったほうがいいのかなと思いますので、ぜひそれは希望ですので、それだけ言っておきます。

それでは以上です。一般質問を終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で、通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第51号から議案第61号までの11件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,068万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億1,015万9,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第3号））につきましてご説明いたします。

令和4年9月9日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金を速やかに支給する方針が示されたことを受け、緊急に予算を調整する必要が生じたことから、令和4年10月11日付で地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回4,068万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億1,015万9,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、補正額4,068万9,000円は、価格高騰緊急支援給付金の支給に関して、国庫補助金を財源に実施するため増額するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額4,068万9,000円は価格高騰緊急支援給付金のほか、給付の事務に必要な経費として、システム改修や通知の郵送等に係る費用を計上しております。

以上で議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第3号））の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスク外します。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○5番（村田徹也君） 詳細についてお尋ねします。

子育て世帯等臨時特別支援事業費4,068万9,000円とありますが、世帯数ですね。子供人数ではないと思うのです。世帯数ですよ。子供の人数をどこまでと考えるのかなというところで、ゼロ歳から15歳だと、先月で588人、ゼロ歳から18歳で考えると、761人該当の子供がいるのですが、何歳から何歳までを補助対

象の世帯、人数ではない、多分世帯だと思うのですけれども、そのことが1点。

それから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金というので多分必要経費がかかるのかなというふうなことで3,765万円、これを5万円で割ってみると753世帯というふうなことになるのですが、多分753なくて、必要経費がどこかにこの中に含まれているのかなと。その詳細について、この2点についてお伺いします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

これ子育て世帯等臨時特別支援事業費ということになっているのですが、大変紛らわしいのは国のほうで、対象が住民税の均等割非課税世帯に対しての給付金の支給なわけなのですが、国のくくりの中で子育て世帯等ということで、等の中に非課税世帯の分も含まれるということで、国の名称がこのようになっているので、子育て世帯に支給をするという給付金ではございません。住民税の均等割非課税世帯に給付をするものでございます。

これにかかる経費なのですけれども、18節の負担金、補助及び交付金3,765万円、これが給付金で、見込みとしまして、1世帯5万円を753世帯に支給する分ということで見込んでおります。そこに載っているほか、職員手当から委託料までがそれに係る経費ということになります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、両方とも非課税世帯ということなのですね。社会福祉総務費の国庫補助金の上のほうと下は同一の世帯にということでよろしいわけですか。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

下の欄が歳出になっておりますので、そこに係る経費につきまして、国からの交付される補助金分が上の歳入に当たりますので、住民に、対象の方に支給する給付金の分につきましては、歳出のほうにある分だけになっております。国庫補助金なので、給付事業をするための経費が全額国庫補助金として入ってくるものでございます。

〔「それは分かるのだけれども、そうではなくて、要するに歳出のほうで社会福祉総務……では、手挙げて言うか。大丈夫」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 大丈夫。いいよ、それで。

〔「4,068万9,000円、これも要するに支援事業ですよ。2つありますよね」と言う人あり〕

○健康福祉課長（内田千栄子君） 上の段にある補助金は、国が町に事業費として全額補助する補助金で、町に入ってくるものでございます。その補助金を使いまして、下の段の歳出のほうで支出ということで、経費と給付金を合わせてのものでございます。1ページの中に歳入と歳出が一緒に入っているのですが、ちょっと紛らわしいと思うのですが……。

〔「歳入が上」と言う人あり〕

○健康福祉課長（内田千栄子君） そうです。上の欄は歳入ということになっております。

〔「歳出の続きではなくってね」と言う人あり〕

○健康福祉課長（内田千栄子君）　そうです。

　　以上です。

○議長（板谷定美君）　よろしいですか。

　　ほかに質疑ございますか。

　　〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君）　質疑なしと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　討論はございますか。

　　〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君）　討論なしと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第51号　専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

　　本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君）　ご異議なしと認めます。

　　よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君）　日程第6、議案第52号　長瀬町個人情報保護法施行条例を議題といたします。

　　提案理由の説明を町長に求めます。

　　町長。

○町長（大澤タキ江君）　議案第52号　長瀬町個人情報保護法施行条例の提案理由を申し上げます。

　　個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、長瀬町個人情報保護法施行条例の整備が必要となるため、この案を提出するものでございます。

　　よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君）　議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

　　総務課長。

○総務課長（福島賢一君）　それでは、議案第52号　長瀬町個人情報保護法施行条例につきましてご説明いたします。

　　提案理由につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおりでございます。

　　現在の個人情報保護制度では、都道府県、市町村など地方公共団体における個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が規定する個人情報保護条例が適用されています。このように個人情報保護制度を実施する地方公共団体によってばらつきが生じていた取扱いを一元化するため個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなったことで、従来の長瀬町個人情報保護条例は廃止されることとなりました。これに伴い、地方公共団体も改正法の適用を受けることとなりますが、一部条例に否認する

事項があり、改正法の施行条例を定める必要がございますので、長瀬町個人情報保護法施行条例を新たに制定するものでございます。

それでは、条例案を御覧いただきたいと思います。まず、第1条は、この条例の趣旨について定めたものでございます。

第2条は、この条例で使用する用語の定義について定めたものでございます。

なお、従来の条例で、個人情報保護制度の実施機関として定義されていた議会につきましては、改正後の個人情報保護法において、地方公共団体の機関に含まれないことから、本条例とは別に議会の個人情報に関する条例を制定する必要がございます。

続いて、第3条は、実施機関が取り扱う個人情報の事務の開始、変更、廃止に伴う手続を定めたものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。第4条は、町が保有する個人情報の開示請求等に要する費用負担を定めたものでございます。手数料につきましては、これまでどおり無料とし、開示する書類等のコピー代や発送に要する実費のみ請求者の負担となる旨を定めたものでございます。

続いて第5条は、審議会への諮問ができる案件を定めたものでございます。改正後の個人情報保護法において、条例で定めるところにより、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合は、審議会等の合議制の機関に諮問することができることされており、当町におきましても長瀬町情報公開・個人情報保護審議会が条例に基づいて設置されており、個人情報の適切な取扱いを確保するため、諮問可能な案件について定めたものでございます。

第6条は、この条例の施行に関し、町民等の利便の確保と効率的な事務処理を図るため、開示請求の手続等を行うに当たり、使用する様式や様式に記載する事項等、必要な事項の制定を町長に委任したものでございます。

最後に附則でございますが、第1条は条例の施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、この条例の制定に伴い、従来の長瀬町個人情報保護条例を廃止することについて定めたものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。2ページから3ページにかけてですので、3ページを御覧ください。第3条は、経過措置について定めたものでございます。第1項から第6項にかけまして、この条例の施行前に職務上知り得た個人情報や個人情報の開示請求等がされた場合における取扱い等については、従来の条例による取扱いが適用される旨を定めたものでございます。

第4条は、この条例の施行期日前において、従来の条例での違反行為の罰則について定めたものでございます。

この条例の施行前において、従来の条例で行われた違反行為の罰則について定めたものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 長瀬町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第53号 長瀬町情報公開条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号 長瀬町情報公開条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、長瀬町情報公開条例等の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第53号 長瀬町情報公開条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

本条例の一部改正を行う要因といたしまして、先ほど議案第52号 長瀬町個人情報保護法施行条例においてご説明しましたとおり、個人情報保護法が改正され、従来の長瀬町個人情報保護条例は廃止されること及び議会につきましては単独で個人情報に関する条例を制定する必要性が生じたことに伴いまして、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第53号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係の改正内容でございますが、長瀬町情報公開条例につきまして、公文書の開示義務を規定した第9条中、開示できない不開示情報を列挙した各号のうち、第7号の法令等により公にすることができない文書につきましては、条例より上位の法令で不開示と定められている中で、条例で重ねて定める必要がないため、この号を削るものでございます。

1枚めぐりまして、2ページ、3ページを御覧ください。第2条関係の改正内容でございますが、長瀬町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例につきまして、第1条から第3条中、廃止される条項の

字句を削り、この条例を引用していた箇所を代わって適用される「個人情報保護法」または「個人情報保護法施行条例」に字句を改めるものでございます。

さらに第2条及び第3条につきましては、審査会に諮問ができる実施機関として議会を含めるため、「議会個人情報保護条例」の字句を加えるものでございます。

また、第8条につきましては、個人情報保護法において開示請求等に当たり、公文書は原則個人情報を含むものにつきましては、本人からの請求であっても開示することができませんが、保有個人情報として職務上作成され、組織的に利用される個人情報につきましては、本人が本人の情報を請求する場合に限り認められていることから、「保有個人情報」の字句を新たに加えるものでございます。

1枚めくりまして、4ページを御覧ください。第3条関係の改正内容でございます。長瀬町情報公開・個人情報保護審議会条例につきましてもただいまご説明しました審査会条例同様に、従来条例の廃止及び新法令の適用に伴う改正に加え、諮問できる実施機関に議会を追加するため、「議会個人情報保護条例」の字句を加えるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第4条関係の改正内容でございますが、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例につきましては、施設の指定管理者による個人情報の保護につきましては、これまで今回廃止となる条例により適用されてきた規定が直接個人情報保護法に適用されることになるため、字句を改めるものでございます。

最後に、すみませんが、議案書を御覧いただきたいと思っております。議案書の2ページめくっていただきまして、2ページに附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 長瀬町情報公開条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第54号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第54号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公営制度における公費負担限度額の見直しを行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第54号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました、参考資料の「条例第54号」とありますが、「条例」の文字を「議案」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

こちらの第54号の新旧対照表と、別にもう一つ、右上に「資料（議案第54号）」と書かれましたA4両面刷りの資料を基に説明いたしますので御覧ください。初めに、こちらの右上に「資料（議案第54号）」と書かれた資料を基に説明いたします。

まず、1、改正の経緯でございますが、昨今の物価高騰等を踏まえまして、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用の自動車やビラ作成等の費用に係る公費負担限度額が今年4月に公布されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令により引き上げられました。町の選挙におきましても立候補者の選挙運動における経済的負担を軽減し、選挙運動の機会均等を図ることを目的とした選挙公営制度の趣旨を踏まえまして、国に準じて上げを行うものでございます。しかしながら、令和3年に施行されました町長選挙及び町議会議員補欠選挙におきまして、選挙ポスターの作成費用として実勢価格からかけ離れているのではないかと疑念が生じた例が見られましたので、これを課題と認識し、ポスター作成に係る公費負担限度額に限りましては引下げの見直しを行うものでございます。

続きまして、2の改正内容、（1）選挙運動用自動車使用の公営第4条を御覧ください。選挙運動用自動車使用に係る公費負担につきましては、ハイヤー方式と個別契約方式の2つの方式を選択することができますが、今回の改正におきましては、国の改正に準じまして、個別契約方式のうち自動車の借入れ及び燃料費に係る限度額につきまして引上げを行うものでございます。具体的な金額につきましては、表にありますとおり、自動車の借入れにつきましては1日当たり1万6,100円に、燃料費につきましては7,700円にそれぞれ引上げを行うものでございます。

次に、（2）選挙運動用ビラ作成の公営第8条を御覧ください。選挙運動用ビラの作成につきましては、作成単価と作成枚数に上限がございますが、今回の改正につきましては、国の改正に準じまして、作成単価の引上げを行うものでございます。裏面の2ページを御覧ください。こちらの上段の表にありますとおり、1枚当たりの作成単価を7円73銭に引き上げまして、町議会議員選挙におきましては限度額を1万2,368円に、町長選挙におきましては3万8,650円にそれぞれ引上げを行うものでございます。

続きまして、（3）選挙運動用ポスター作成の公営第9条を御覧ください。選挙運動用ポスター作成につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、現在の1枚当たりの公費負担額の上限額であります

8,697円という金額が実勢価格からかけ離れているのではないかとの声もあったことなどを踏まえまして、見直しを行うものでございます。

なお、作成枚数につきましては、現在ポスター掲示場の数である38枚を上限としているところですが、これまで提出された収支報告書の実績や、選挙事務所内での掲示のためなどの実態を踏まえまして、50枚に引上げを行うものでございます。適正な限度額を調査するため、写真撮影代も含み50枚を作成した場合の見積りを近隣の事業者3者から徴取しました結果、平均価格が約4,400円となりましたことから、この金額を1枚当たりの作成単価として採用し、公費負担限度額の引下げを行うものでございます。

なお、改正前及び改正後の具体的な金額につきましては、表の下段を御覧いただきたいと思います。

議案書を見ていただきまして、附則2を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この公営制度が導入されてから長瀬町では町長選挙が1回、議会議員選挙が1回あったのですが。私は町長選挙、議会議員補欠選挙が行われた後の昨年の9月議会、それから今年の3月議会でもこの選挙費用のことにつきまして質問させていただきました。その中で、確かにポスターにつきまして、非常に高い。前回回答いただいた中で、1枚につき8,800円ほどかかるような回答であったかと思うのですが、実際のところ、私が4年前っていいますから、2019年の4月にポスターを作ったときの金額っていうのを参考までに今言わせていただきますと、長瀬駅前の写真屋さんで撮った、これフロッピーに入れてくれたのですけれども、この代金が写真撮影代4,500円ということになっています。それから、そのフロッピーを持って、よく分からなかったのですけれども、名刺を作ることから、秩父プリント社という中宮地にある会社に相談させてもらって、「選挙ポスターも作りますか」と言ったら作るということだったのでお願いしました。そうしたら、50枚で3万円、それに消費税が2,400円ついて3万2,400円で、ポスターがラミネート加工されて出来上がりました。ですから、撮影料を含めても3万6,900円というか、そのぐらいの状態であります。でも、今度の表っていいますか、条例で引き下げたとはいえ、1枚につき4,400円に相当するというのはまだまだ高い状態であるし、実際のところ、この内訳というのはどういふふうに請求されてくるか分かりませんので、実際よく中身が吟味できるようなことで業者さんにしてもらおう。いわゆる撮影料は幾ら、それから修正料は幾ら、またポスター代が幾らというようなことで、細かくやってもらえば、より正確に分かってくるのではないかと思うのです。実際のところ、今回はチラシ代であるとか、それから個人負担にはなっていると思うのですけれども、結局議員の場合には800枚出せる、はがきの印刷とかいふふうな費用は個人的にはかかるようになりますけれども、そういうふうな面で、昨年の9月に聞いた中では、町長選挙に出た、5日間運動した人が47万円ほどかかっている。それから、補欠選挙でありましたけれども、1日活動した人が三十何万というふうにかかっている状態。これが結局、今度議員選挙のときに三十何万、今度幾らポスター代が下がったとはいえ、実際のところ上がりましたので、この金額が今度の定数分といいますか、立候補者分持つようになると、非常に大きな金額が町財政から支出するようになります。当然人材を得ようとするには必要な金かもしれませんが、そういう面でポスター代なんかはまだまだこんな実績があるわけです。そういうふうな面からいえば、確かに業者を指定したり限定したりできないかもしれませんが、全額払いますということでないで、ポスター

作成のための補助金だと思うのです。ですから、そういうふうなことから考えたら、ポスターに限定するのであれば、もっともっと金額を下げてでもいいのではないかとということで、私は質問します。

ここで下げてもらったのは努力を認めますけれども、その辺のところをもう少し引き下げる必要もあるのではないかとということで。幾ら見積もり、3者から取ったと言っても、実際のところ、その3者を聞いたときに、長瀬町近辺ではあまり利用されていない業者さんであったかなと思うのです。町内に1業者ありましたけれども、これは非常に高額なお店であるということも知っています。回答をお願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員の質問にお答えいたします。

引き下げても、まだ大変高いのではないかとということですが、新井議員のポスター代が非常に安いと思っています。前回の収支報告書を見ますと、新井議員のポスター作成費は特別安くなっております。先ほど言いました見積りを取った3者から、写真撮影代も含めていますので、写真撮影代を抜いた1枚当たりの単価ですと1,440円になります。ですので、新井議員みたいに自分で写真を持ち込んで印刷屋さん頼めば安くなると思います。ただ、ご承知だと思いますけれども、これ目的が候補者のお金がかからない、誰もが出やすい選挙ということが、まずその制度ですので、その辺をご理解いただきまして、またポスターの作成に係る費用については本来候補者が自由に決定すべきものでありまして、地方公共団体、役場としてはその自由を尊重しまして、限度額を引き下げて、その中で作成してもらおうということになっておりますので、その辺をご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 3者の見積りでポスター代に限定すれば1,430円ですか。何か撮影料を除いて一千四百何かがという金額だったから、そういうふうなことであればその金額でもいいのではないですか。何も4,400円までしなくても。いろんな面で、結局町のお金であるといっても、やっぱり住民のために使えるお金なのです。だから、選挙で確かに必要な部分でもあるけれども、それほど候補者の負担を減らすためだと言っても候補者は結局一銭も負担してもらっていません。ほかに負担するものもまだいっぱいあるのです、実際のところ選挙って出ると。だから、そういうことから考えてみれば、そういうふうな必要でないところにはそんなにいさなくても、もっと別の形で負担できるようなことを考えてもらえたらと思うのですけれども。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の再々質問にお答えいたします。

すみません、金額の訂正をお願いします。1枚2,410円です。前は公営が適用になって初めての選挙が町長選、議会議員の補欠選だったものですから、今後新井議員もおっしゃいましたけれども、有償契約を議員と業者で行って、その契約書を選挙管理委員会のほうに提出していただくわけなのですけれども、その内訳を例えば写真撮影代、あとデザイン、あと印刷代、ちょっと詳しく内容を書いてもらうように、そういった記入欄を設けて根拠を明瞭にしたいと思います。また、候補者説明会においてもこの辺は選管のほうで、限度額までありますけれども、そこまで使わなくて、なるべくそういった安くできるようなというようなことでもお願ひもしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この改正するに当たって大分あちこちからの情報を取ったり、何かしながら調べたりしていただいたようでありますけれども、今も訂正金額あっても、まだ2,410円。約2,000円、4,400円

から比べれば高い状態であります。請求を受けて、請求書の中身について内訳を書いてもらうというふうに言われましたけれども、その中では、今度はポスター代だけについて4,400円の範囲内で払うということと了解してよろしいのでしょうか。では、必ずそういうふうな形で内密に取って、そして結局やっていただければ、幾らかでも経費を下げられるところは下げて住民のために使ってもらえたらと思います。

それと同時に、こういうふうにして公営選挙が始まったことでもありますので、若い人である、また普通のとか中間層の人たちにも選挙また議員に関心を持ってもらって議員立候補できるような、そういうふうな状態に使われればなおいいかなというふうに思いますので、そういう努力をぜひお願いしたいと思うのですが、選管の管理者としてどうでしょうか、総務課長、もう一回お願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の再々質問にお答えいたします。

言われたとおり、うちのほうでもやはり全部公費ですので、なるべく公費を抑えるようにしていただきたいというのは先ほども言いましたけれども、お願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第55号 長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第55号 長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに係る関係条例

の整備を行いたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第55号 長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

本条例の一部改正を行う要因といたしましては、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、関係条例の規定の整備を行う必要が生じたことに伴いまして、関係する8条例に所要の改正を行い、1つの条例を廃止するものでございます。

なお、参考資料として、議案第55号新旧対照表と、右上に資料（議案第55号）と書かれました資料をお手元に配付させていただきましたが、説明につきましては、改正の概要をまとめた、A4左ホチキス留めの資料（議案第55号）を基に説明させていただきますので、御覧ください。

初めに、資料の1ページを御覧ください。まず、1、制定の趣旨でございますが、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるなど関係条例の規定を整備するものでございます。

続きまして、2、定年年齢の引上げの趣旨につきまして。少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには60歳を超える職員の能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっております。このような状況を踏まえ、定年年齢の引上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、技術、経験等を継承しようとするものでございます。

次に、3、この条例で整備する主な内容につきましてご説明いたします。定年引上げに伴う段階的措置のイメージ表を御覧ください。（1）定年年齢の引上げでございますが、段階的な定年引上げを行い、現行60歳としている定年年齢を令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以後、一律65歳とします。このため、この間結果的に定年退職者が2年に1度しか生じないこととなります。

次に、裏面の2ページを御覧ください。（2）役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）についてご説明いたします。組織の新陳代謝を確保し、組織活性力を維持するため、管理職として勤務できる上限年齢を原則60歳とします。ただし、管理監督職の職員が役職定年により他の職に替わることで、公務の運営に著しい支障が生じる場合は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができます。

次に、（3）再任用制度についてご説明いたします。アの、定年前再任用短時間勤務制についてですが、定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員について健康上や人生設計上の理由等による多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後、定年年齢前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度を新たに設けます。なお、勤務時間、給与などは、現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

次に、イの、暫定再任用制度についてですが、現行の再任用職員制度については廃止となりますが、定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員について、65歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用といたします。

次に、（4）特定日以後の給与等の取扱いについてご説明いたします。アは、定年引上げに伴い、61歳となる年度以後の職員の給与水準を当分の間、60歳到達時の給料月額7割水準とするものです。

イは、退職手当については、引き上げられた定年前に退職することを選択した職員が不利益にならないよう、61歳となる年度以降に給料月額が7割水準となっても退職手当の基本は7割水準前の給料月額を基礎に算定するものでございます。

次に、(5) 情報提供・意思確認制度の新設についてご説明いたします。今回の条例改正により定年の引上げ、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給料月額7割措置など、60歳以後に適用される任用や給与がこれまでとは大きく異なります。このため、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。今回の定年引上げに関連し、改正等を行う9条例でございます。初めに、(1) 改正する条例、8条例について主な改正内容をご説明いたします。最初に、第1条関係の長瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正ですが、こちらは先ほど説明いたしました定年延長、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制及び翌年度に60歳となる職員への情報提供・意思確保についての規定の整備を行うものでございます。

次に、第2条関係の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、定年引上げに伴う給与の減額等、降給に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、第3条関係の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、懲戒処分の際の減給について、処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを加えるものでございます。

次に、第4条関係の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めるとともに、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、第5条関係の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、第6条関係の職員の給与に関する条例の一部改正は、先ほど説明いたしましたが、61歳となる年度以後の職員の給与水準を60歳到達時の給与月額の7割水準とし、定年前再任用短時間勤務職員の給与について定めるものでございます。

次に、第7条関係の長瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めるとともに、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備を行うものでございます。

最後に、第8条関係の長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備を行うものでございます。

続いて、(2) 廃止する条例、1条例でございます。第9条関係の職員の再任用に関する条例の廃止は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の12ページを御覧いただきたいと思います。中段でございます。こちらの附則第1条でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、附則のただし書は、本条例の本格施行は令和5年4月1日ですが、令和6年3月31日までに60歳に達する職員について、今年度中に情報提供及び意思確認を行うためのもので、公布の日から施行するも

のでございます。

続いて、附則第2条以降の経過措置につきましては、現在の制度が新しい制度への移行に伴い、不利益や不都合が生じないように取られる一時的な措置を規定したものでございます。

以上で議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、定年制の移行というふうなことで、一般企業でも公務員でも同じような形をだんだん取りつつあるというふうなことで、この条例の一部改正ということだと思っておりますが、この条例を読んでみたのですが、今も説明がありましたけれども、60歳定年だったのが一応65歳までと。これは分かります。例えば管理職の降格とかいうことも出ているわけなのですが、例外的にそうではない場合もあるというふうなこともあるのですが、これは管理職だった人が、そのまま管理職としてやむを得ない事情の場合とかいうことで続けたと。これはそうであっても、60歳で給与のほうは70%ということで、管理職手当とかそういうのはつかないということで、そこまでうたっていないので、そうでいいのかな、どうなのかなと。そここのところはちょっと変わってくると、多分職務を遂行するに当たって、課長であった人が急に4月1日から自分の部下のところに入ってくるとか、もうこれは制度上やむを得ないことなのですが、回していくのにやりにくい面もあるかなと。特に管理職としてそのまま継続する人もそうではなくって降格というのですか、一般職になっていく人もいるしということの不公平さというのかが多少出てこればしょうがないということなのかなと。特に学校なんかでは校長で退任したのだけれども、そのまま校長としてというところもあるし、一般の教員として継続すると、そんなふうな例もあるようです。だから、そここのところで判断が課長を継続する人としらない人、差別ではないだろうけれども、やむを得ない事情、あと管理職手当とかいうかそんなふうなところがちょっと分からないで、説明のほうをお願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

管理職が退職した後、また再度、この規定にも設けてありますけれども、やむを得ない事情またはそうした事務遂行上特別な事情があって、そのポストに引き続き就いてもらいたいという場合などは7割ではなくて、現在の60歳の給料月額になります。だから10割です。管理職手当も10割つきます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、不公平感は拭えないというか、一般職であった人はもう全て7割です。一般職であった人が60歳になった途端に今度はその人が管理職になるということはありませんか。あり得ない。となると、不公平感が非常に。外から見ているにはいいけれども、立場上と申しますか、これは仮にで申し訳ありませんけれども、今課長で座っている課長さんがそういう立場であったときにそういう差が出てしまうということに何か違和感があるのだけれども、どこかで線を引かなければというのがあるから、これを出してきたのだと思うのですが。課長として、おいおい、こいつごますり野郎だからとか、言葉は悪いですけれども。ちょっと違和感がどうしてもあるのですけれども、もう少しうまい説明があるといいのだけれども、職務上やむを得ないとか言っているけれども。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） こちらは国の基準にもう準じて改正していますので、町も国ののっとなってやっ

ていますので、やはり引き続きの場合は10割支給となっておりますので、その辺はご理解をいただきたい
と思います。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、それは、そういうのは多分、自分も知っていたのだけれども、国は何やって
いるのだろうということで腹の中で言っていますので。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 60歳の到達時点での給与の7割が61歳以降適用されるというふうなことであります
けれども、これだんだんといく中で、この年齢も順次上がってっていく、それともそうでなくて65歳まで
その7割が継続するのですか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

65歳まで継続するのは昭和42年度生まれの方です、が60歳で定年した場合は基本フルタイムで働いてい
ただきますので、65歳まで7割が行きます。例えば昭和38年度生まれ、上から2段目の職員の場合は、1
年だけ7割で、その後は暫定再任用ということで、今の再任用となることから、町でいいますと、会計年
度の短時間職員と同じ扱いになります。ですから、その生まれた年度によりまして、7割が何年続くか
というのは、だんだんと年が若くなるというのですか、行くほど年数が行くということになりますので、よ
ろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 説明を受けましたけれども、よく分からないので、再度お聞きするのですけれど
も、60歳定年して70%になったけれども、もし課長でいて、そして、またその方がすごく優秀だから100%
で採用するというと、それは65歳までずっとその100%で続くのですか、それともその時点で、課長から
課長ではなくていいよということになったときには70%に変わるということなのですか。そういう計算方
法なのですか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） そのまま課長のままでいた場合、最長3年間働けるというか、3年が任期とい
うか3年までは10割で行けますよということでございます。

〔「そうすると、では3年間は100%もらえるわけ。そういうことになるわ
けですね」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） そうです。

〔「だけれども、もしも60歳定年になって100%なのだけれども、やっぱり
疲れたから、俺は違うところで70%のところに行きたいというときも、
その今の言った、あと3年間続くということは3年間100%でもらうで
はなくて、その役職から離れたら、もう降格なのでしょう」と言う人
あり〕

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問に。

そうです。そこで意思確認をやっぱりしますので、そうした場合、自分は一度短時間というのですか、短時間勤務にしたいと言った場合は、そこでもう7割になってしまいます。それは意思確認を毎年行って、次の年度の働き方というのですか、それを決めるということになっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） そうしますと、何にしましても、今はこの前も言いましたよね、ご本人さんが不利益にならないように。では、役場の不利益ということも考えたことありますか。それが聞きたい。役場の不利益、住民の不利益ということになりますよね。個人の、職員の利益、不利益にならないように言っているけれども、税金でみんな採用しているわけだから、そちらのほうの、役場の職員には不利益にならないように。だけれども、町民の不利益とか町の不利益ということは考えたことなくこれはつくっているわけですね。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

これはもう国の制度ですので、国にのっとなって、全国の公共団体というか、それが全部改正しておりますので、よろしくをお願いします。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

公有財産の適正管理及び有効活用を図ることを目的に、普通財産の譲与又は減額譲渡の規定を改正したため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の改正につきましては、町の公有財産を適正化するため、また寄附を受けた土地や売れない土地を地域活性化に活用するため、普通財産の譲与または減額譲渡できる項目を追加するものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第56号新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。今回追加する項目は（5）から（7）の3項目になります。

初めに、（5）の規定について説明させていただきます。（5）は狭小地や不整形地、無道路等、単独で利用することが困難な土地について譲渡する場合の項目でございます。町として使い道がなく、草刈りなどで費用がかかっている狭小地などを隣接の地権者に譲渡することを想定しております。

次に、（6）の規定についてご説明させていただきます。（6）は、コミュニティ集会所などを行政区に譲与する場合の項目でございます。行政区の集会所は、行政区が自ら建設したもののほか、町が建設したものが混在しております。今後町民協働のまちづくりを観点に、町が建設したものを行政区に譲与できるよう規定を追加するものでございます。

次に、（7）の規定について説明させていただきます。（7）は、寄附を受けた普通財産や公募に付した結果、売れなかった普通財産を地域活性化に資する事業を行う者に譲渡する場合の項目でございます。少子高齢化が進展している中、町として保有する必要性が低い財産を地域活性化に資する事業者に譲渡することで地域活性化の一翼を担っていただき、町のにぎわい創出を図ることを目的としております。

以上で議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この改正に当たってなのですからけれども、1条から3条の（4）までを自分なりに調べてみたのだけれども、今までもそういうところあったのだけれども、それにさらに追加するということですね。それで、例えばコミュニティセンター等がこれに含まれたりするというふうなことだと思うのですけれども、はっきり言って自分のところの……公会堂という名前にさせてください。自分たちの上・中宿公会堂とか言っているのですけれども、これが町のものであるか、地域のものであるかというふうなことが自分でもよく分かっていないところがあるのです。はっきり言って、そういう要するに町の所有物、土地だったり建物というのが何か所ぐらいあるのかなと。それを大まか全てにおいて、地域にこれ譲与するというのですか、ということも含まれているのかどうか。

それから、狭小地とか、そんなふうなところが出てきているわけなのですからけれども、不整形地とかで（7）に地域の活性化というところが出てきています。地域の活性化というと、ちょっと余談になって申し訳ないのですけれども、昨日も夜、うちの玄関、ピンポン鳴ったのです。私は出ない。妻が出ていったら、何かを買い取りますということであつたと。もう真っ暗なのです。うちのは、そんなものありませんからというので、玄関を無理に入ろうとしたから閉めて鍵をかけたというふうなことなのですが、当然隣も空き家だし、近くにうちがない。裏の人は入院していないとか、そんなふうな状況であるわけです。そうすると、例えば前の野上歯科の跡地なんかにしては、そこに個人で家を建てたいとすると、ほとんど今住宅も増えていないし、地域の活性化にこれもつながるのかどうか。でも、そうなるちょっと違うのかなという気はしているのだけれども、地域としては誰かがそこへ来てくれればというふうな考えもあるしということで、これ線引きが難しいなということ。以前も言ったこともあります、避病院跡とかいう、ああいうところなんかは当然もう使い道がないしということだと思ふのですけれども、あれをもらう、何か譲り受けて農業をやるとか、そういう人がいればこれはいいなと思いますが、では例えばさっきも言った生協病院さんで、デイサービスだから事務所になっていたけれども、あそこにあんなふうなものを、例えば土地を譲与または譲渡してもらって、何かそんなふうなものを造るとかいうのなら地域の活性化になるのかなと。その線引きがどうなっているのか、この文書ではちょっと読めないもので、分かっている範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政区で使っております町のコミュニティセンターは5か所あります。5行政区。それと、総務課関係のコミュニティセンター5行政区で、今度はこちらは産業観光課になりますけれども、集落農業センター、そちらも使っている行政区が5行政区になります。全部で27行政区があるうち10行政区が町の施設を使っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今回の関係で地域活性化に資するというところで定義がというところなのですが、まず個人住宅ということで、それが地域活性化に資するとまでは考えていないところでございます。例えば地域を盛り上げるためにNPO法人が使うとか、盛り上げをやるとか、そのようなこととか、個人の事業主が来て、例えば産業の振興をしますとか、観光の振興を盛り上げるとか、農業の振興を盛り上げるとか、そのようなことは

想定しているところでございます。

以上になります。

〔「該当の土地が幾つあるかというのはまだ」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） 今回の普通財産、町が公用とか公共の用に使用する行政財産以外の普通財産というのは、今現在土地は2万1,277平米存在しております。ただ、その中にも先ほど出ましたコミュニティ集会所の用地であったり、駐車場とか交番用地等で貸し出している土地もありますので、なかなかかどれがいっぱいあるのかというのは面積で出すことは難しいのですけれども、例えば先ほど出ました法人事務所跡地であったり、下水道候補地、避病院跡地など、活用されていない土地が一定数あることは確認しているところでございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、そういうふうに活用したほうがいいと言うのですけれども、非常に疑問に思うところがあるのです。もう既に使っていますけれども、長瀨の交番跡地があります。あの交番跡地は、実際問題としてあれ無償で貸しているのか、それとも年間契約で貸しているのか全く分からないので、町の土地を、あれ営利目的、活性化にもつながるかもしれないけれども、どうなっているのだろうというのがはっきりして、私の考えなのです。特にほかの人に知らないから言っていないのだけれども、だから仮にあの土地にしてみれば、この状況の中に当てはまるのかどうか、答えられたらお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、財産を譲与または減額譲渡とする場合の規定でございます。今回の貸付けに関しましては、今回の規定ではないのですけれども、今回の条例の第4条のところで普通財産の無償貸付または減額貸付という項目がございます。その中で第1号のところで、公共団体等において、公用もしくは公共用、または公共事業の用に供するときと、あとはそれ以外の公益上必要があると認められるときというのは無償貸付または減額貸付ができるようになっております。それ以外の貸付けに関しましては、基本は有償と考えているところでございます。

〔「ということは、長瀨の交番跡地は有償で貸し出しているということではないのですか」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） 無償です。公共なので、警察になりますので、無償。

〔「無償で貸し出しているのですか」「コーヒーショップ」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） コーヒーショップですか。

〔「そうそう。交番跡地」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） コーヒーショップにつきましては、行政財産になりまして、それは有償貸付となっております。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 長瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第57号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第57号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の税率等について所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第57号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の主な改正内容でございますが、県が策定しております国民健康保険運営方針に基づきまして、県内全ての市町村は令和9年度までに国民健康保険税の賦課方式を所得割、均等割による2方式へ移行することとなっております。長瀬町の国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割による4方式で賦課をしておりますので、今後の見直しの方針を町の国民健康保険運営協議会へお諮りしまして、段階的に税率を見直していく方針となりました。今回の税率改正は県の運営方針に基づくものでございますので、税率改正後の町の国保税全体の調定額につきましては、前年度と大幅に変化しないように考えております。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により改正内容をご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第4条でございますが、基礎課税額の資産割額についての規定で、基礎課税額は医療給付費分とも言いますが、2方式へ移行しますと資産割は最終的にゼロとなりますので、今回の改正で資産割の税率について、左側の現行欄にございます100分の40を右側の改正案のとおり100分の25に改めるものでございます。

次の第5条は、医療給付費分の均等割額についての規定で、現行の1万円を改正案のとおり1万4,800円に改めるものでございます。

次の第5条の2は、医療給付費分の平等割額についての規定で、2方式へ移行しますと平等割も最終的にゼロとなりますので、第1号の特定世帯以外の世帯の平等割額について、現行の1万4,000円を改正案の8,000円に改め、下段にございます同条第2号は特定世帯の平等割額について、現行の7,000円を4,000円に改め、次の2ページにございますが、上段の同条第3号特定継続世帯の平等割額について、現行の1万500円を6,000円に改めるものでございます。

次に、第6条から第9条までは後期高齢者支援金分と介護納付金分の所得割と均等割についての規定でございますが、先ほどの医療給付費分の資産割と平等割の減額相当分を、医療給付費分の均等割額と後期高齢者支援金と介護納付金分に割り振りまして、町全体の国保税調定額が大幅に変化しないように税率及び税額を改めるものでございます。

まず第6条にございますが、後期高齢者支援金分の所得割額の税率について、現行の100分1.1を100分の1.5に改め、次の第7条は、後期高齢者支援金分の均等割額について、現行の7,200円を8,200円に改め、第8条は介護納付金分の所得割額の税率について、現行の100分の1.1を100分の1.4に改め、第9条は介護納付金分の均等割額について、現行の7,200円を8,200円に改めるものでございます。

次に、第23条にございますが、このページの下の方から最後の6ページにかけまして、国民健康保険税の軽減額7割、5割、2割についての規定でございますが、3ページ上段の第1項第1号は7割軽減世帯について、4ページ中段の第2号は5割軽減世帯について、5ページ中段の第3号は2割軽減世帯について、今回の均等割額、平等割額の改正に伴いまして、軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

6ページ上段の第2項につきましては、未就学児の均等割軽減についての規定で、中段の第1号は未就学児の医療給付費分の均等割軽減額について、第2号は未就学児の後期高齢者支援金分の均等割軽減額について、今回の均等割額の改正に伴いまして軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

最後に議案書にお戻りいただきまして、2ページ目を御覧ください。中段の附則にございますが、第1項はこの条例の施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、改正後の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上で議案第57号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第12、議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,287万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億7,303万1,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（若林健太郎君） 議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回6,287万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億7,303万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6ページを御覧ください。第2表、地方債補正は過疎地域持続的発展特別事業債のソフト分について、町が発行できる限度額である3,500万円を追加するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の11、12ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額257万6,000円のうち253万6,000円は、障害者総合支援法に基づく障害介護給付費の増加に伴う負担金の増に対応するものでございます。

第2目衛生費国庫負担金、補正額74万円は、新型コロナウイルスワクチンの乳幼児接種に要する費用のうち、個別接種を実施していただく医療機関への委託費など、ワクチン接種の費用の増に対応するものでございます。

続きまして、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額2,900万円のうち1,920万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費について、地方創生臨時交付金を活用するため増額するものでございます。また、補正額2,900万円のうち88万2,000円は、マイナンバー関係の事務に関わる費用について、これまで要した時間外手当等も含めて国庫補助金を追加で申請するため、増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額48万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの乳幼児接種に要する

費用のうち、ワクチン接種の実施体制を運営するための費用に対するものでございます。

続きまして、第16款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額68万7,000円のうち50万円は、結婚新生活支援補助金の増額及び補助率が2分の1から3分の2に引き上がったことに伴い増額するものでございます。

13、14ページを御覧ください。第21款町債、第1項町債、補正額3,500万円は定住促進住宅取得奨励事業やこども医療費支給事業、商工会補助事業などの財源として、過疎地域持続的発展特別事業債を充当するため増額するものでございます。

15、16ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、補正額678万円のうち498万円は、電気料の高騰に伴い、役場庁舎の光熱水費に不足が生じることが見込まれるため、増額するものでございます。

なお、これ以降の説明欄に光熱水費と記載しているものは、同様の理由で各施設の光熱水費を増額するものであり、当該項目を含め、総額1,796万円の増額となっております。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額359万6,000円は、寄附を受ける土地において市民農園及び駐車場整備を行うため、土地の測量業務を実施することから増額するものでございます。

なお、1つ前の項目に戻りますが、第1項総務管理費、第6目財産管理費、補正額180万円は、市民農園に隣接する土地において市民農園の付加価値を高める事業者を公募するに当たり、家屋の清掃等を実施することから180万円増額するものでございます。

第2目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額1,897万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を増額するものでございます。1つ目は図書室の蔵書のデータ化及び貸出し業務のDX化を図るため、第一小学校及び中学校に図書システムを導入するものでございます。また、システムの導入に合わせまして、新型コロナウイルス感染症が流行している中、屋内で過ごす時間が増加していることから、図書の増書も実施します。2つ目は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、公立学校の机を抗ウイルス化するものでございます。3つ目は、業務のDX化を図るため、税務会計課及び町民課にキャッシュレス決済にも対応したセミセルフレジを導入するものでございます。4つ目は、ウェブ会議の普及など行政事務のデジタル化が進んでいることから、役場庁舎内のWi-Fi環境を拡張するものでございます。5つ目は、町民に対して灯油・ガソリン1リットル当たり20円引きの割引キャンペーンを実施する事業者に対して補助するものでございます。

続きまして、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額63万7,000円は、マイナンバーカードの交付事務対応として、平日夜間、休日開庁日の時間外手当及び暗証番号入力時の目隠しとなるパーティションを購入するため、増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額575万4,000円のうち506万9,000円は、障害者総合支援法に基づく障害介護給付の対象が増加したことに伴い、負担金を増額するものでございます。

17、18ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額60万5,000円のうち32万円は、原油高物価高騰対策として保育所等へ光熱水費上昇相当分の支援金を交付する事業を県との協調補助で実施するものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額122万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの乳幼児接種に対応するため増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額100万円は、当初予算の見込みを上回る新規就農者等に対する町補助金の活用が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工費です。17、18ページを御覧ください。第2目観光費、補正額100万円は、地域おこし協力隊の北崎さんの起業をサポートするため、地域おこし協力隊起業支援補助金を追加するものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第4目まちづくり推進費、補正額28万7,000円は、道路後退部分の測量業務委託料が当初予算の見込みを上回ったことに伴い、増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額63万7,000円のうち24万1,000円は、学校統合準備委員会の開催が当初予定していた回数よりも多くなる見込みであり、委員報酬に不足が生じていることから増額するものでございます。

21、22ページを御覧ください。第6項社会教育費、第3目文化財費、補正額14万8,000円のうち2万8,000円は、当初予算でお認めいただいた旧新井家住宅耐震予備診断業務委託料について、人件費の上昇により不足が見込まれることから増額するものでございます。

以上で議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 4点ばかりお願いします。

まず、灯油・ガソリン補助支援事業なのですけれども、これどういうふうなやり方かよく分からないので何とも言えないのですが、議運のときに町内事業者を利用するところというふうなお話だったので。多分町内にはJ Aのスタンドしかないかなという感じがするのですけれども、考えてみると灯油、ガソリンを使用しない家庭というのはあるのではないかと、車に乗らないというふうなご家庭もあるのではないかなと。そうすると、物価高騰ということで考えると、不公平感があるような気がします。電気料であればけれども、それはやり方が難しいと思うのですが、電気を使わない世帯というのはないような気がします。ガソリンとなると車に乗らないと。高齢者だけでも免許返納してしまつてとか、そういうところには行き渡らないので、ちょっと不公平感があるので、これどういうやり方でもう少しやるのか。ちょっと不公平感が否めない。

2つ目の町の光熱水費の高騰による1,796万円です。これ本年度の当初予算で忙しくやったのでちょっと分からないのですが、私が光熱水費というところだけ計算してみたら3,101万5,000円だったのです。これ違っているかもしれない。本年度の光熱水費が3,101万5,000円かな。そうすると、1,796万円ということは、もう57%ぐらいの高騰。そんなに高騰したのかなと。そういうことであれば、町に関わる光熱水費が57……57つて、私が試算した数値ですから違うかもしれませんが。50%ぐらい上がったということは、各家庭、各世帯を考えると、そんなに上がっていないような気はするけれども、電気料はこれからまた上がるということを盛んにニュースでやっていますが、それに関わる各世帯の物価高騰に関わる補正予算が出ていないのでいかがなものかなと。

それから、地域おこし協力隊の起業支援、これは追加で100万円来たわけなのですけれども、これやるのであれば、特産品とか、要するに原材料を町内で供給できるような体制とか、そういうのが果たして整えていけるかどうか。そこまでチェックしてやっているのかと。起業支援ですから、個人がやるとしてもその原材料を町民から供給できるようなシステムと申しますか、そういうのを整備しなければ何か有効活

用されないのではないかと。

あと1点、同じような農業振興対策事業、新規就農者支援事業補助金、これ100万円なのですけれども、これも追加だったと思うのですが、昨年度、日本国内の認定者というのが幾人いるかと。これ1万772人です。日本国内で新規就農者が1万772人、これ昨年実績です。当町の、この法律に従って見るといろいろあるらしいのですけれども、新たに農業を始める青年等とかいって、青年とは45歳未満を指すとか、いろいろそういうことが書いてあります。町内の認定者数というのは一体どのぐらいなのかと。新たに農業を始める、本当に農業を始めるというのはどういう規定なのか。農業で生計を立てるという意味なのか、そうではなくて、勤めをしていると。だけれども、計画書を出すのです。計画書を出して町が認定すればオーケーということになるらしいのだけれども、新規就農者というのが全然分からないで、実際に何人町内に該当した人が今までいたのだろう。それで、今回何人ぐらいいらっしゃるのだろうということについて、数字が分かっていたらそれを示していただければと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の灯油・ガソリン補助事業につきまして、まず概要につきましてですが、町内の事業者、これにつきましてはお認めいただいた後で正式決定となりますが、今現在町内では2事業者あると考えております。灯油も含まれておりますので、そのように考えております。この補助事業にご協力いただければ、2事業者となる予定でございます。これにつきましては、町のほうから各家庭に割引券というような形で配りまして、それを事業所で見せることによりまして割引キャンペーンを受けられるようにするものでございます。これにつきましては不公平感があるというところのご指摘についてですが、現在政府のほうでもガソリン等につきましては補助をしているような状況でございます。また今後電気、ガスについても政府が直接補助することによりまして、各家庭の料金緩和ということで考えているところでございます。なかなか町レベルですと、電気料であったりガスというのが各家庭いろんなところと契約しているところもございまして、そういったところでなかなかそこに対して補助するというのが難しいところでございましたので、今回につきましては灯油、ガソリンということで焦点を絞らせていただいたところでございます。

続きまして、電気料についてでございますが、実際長瀬町の場合ですと燃料調整費というものがございまして、それが今後またさらに値上がる見込みというふうに東電のほうで出ております。そのような値上がり等も考慮した額で今回積算させていただいておりますので、かなりの金額の増額となっております。

また、今回補正の中で各世帯の電気料対策ということの事業がないのではないかとということのご指摘についてでございますが、それにつきましては6月補正のほうで商品券事業を行わせていただきましたので、それが今年度に対する各世帯均等に補助、負担軽減をした施策だと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動の関係でございますが、今月も「広報ながとろ」の最終ページに活動のレポートが記載されているのですが、北崎史子さんでございますが、この地域おこし協力隊は、長瀬産のブルーベリー、それから山ルビー、あとブドウ、これを、長瀬でブルーベリー園を運営しております、宝登山山

道に入ったところにありますブルーベリー園で収穫して、そのブルーベリーを使って行っているそうです。それから、山ルビーにつきましても町内のブドウ園から少し品質の悪い、販売するにはちょっと問題があるようなものをいただいて、それを活用してフルーツジュース、それからあとマフィン、それとクッキーなどを作って販売を行っております。来年からは桑の実、どどめを使ったジュースとかマフィン等を作って販売をしたいというふうを考えているそうです。

それから、認定農業者の関係ですが、令和4年12月1日現在で31名、長瀬町には認定農業者がいらっしゃいます。認定農業者の要件なのですが、これにつきましては必ずしも販売までいなくても、これから農業を一生懸命やるという計画を町のほうに出していただいて、町が認定すれば認定農業者ということで様々な助成制度ですとか、そういうものを活用することができます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、ここで言ってもしょうがないけれども、政府が年間で4万5,000円分を物価高騰に対していろいろ援助するというふうなニュースが流れたことは皆さんも承知だと思います。これについては、今またガソリンがちょっと上がっているのです。これ1バレル辺り幾らになったので交付だということが、これは町に言ってもしょうがないことなのだけれども、どれだけ上がっている、どれだけ町でその業者に出しているかというのが全く分からないので、恩恵を被っているかなぐらいしか分からないわけです。ところが、今回これを町でやるから、これは国とは別だからと分かりは非常にいいと思うのです。ただし、これでチケットをまた配るとかいうと、その配るのにお金がちょっとかかたりしてしまうのかなと、せっかくの予算の中で。そうすると、例えば回覧を回して、その事業者置いてあって、長瀬町の住民ですよということが証明できればそこで購入できるというふうな仕組みならば、そんなにチケットを配るとかそういう遅くなるとかということもなくて、スムーズに冬の灯油をたくさん使うときにも使えるのかなという気はします。電気料については、本当はそのほうが公平感はあるのではないかなと思いますけれども、多分ソフトバンクでいろいろやっているとか、だから町としてはそれをつかみにくいと。概略これを1世帯当たり割り算をすると1万円ぐらいの計算になるわけですね、この予算は。だからといってまた1万円を配るとするのが大変だと思うので、ガソリンについてのチケットのやり方をもう少し考えられないかなと。

今度は産業観光課のほうへ行きますが、地域おこし協力隊の文句を言ってとかそういうのではないのです。いいのです。町内のブルーベリーとか山ルビーとか、そんなふうなもので。ただ、これは限られた業者になってしまって、それが果たして長瀬町の特産品ではないけれども、いつもブルーベリーのところで農業特産品開発でお金を50万円とか出したりしましたよね。でも、実際問題としてそれが町内の特産品として、副町長もこれが、ただブルーベリーを売るのではなくてジャムにするのだとか、そういうふうに答弁されたのを覚えていると思いますが、実際そこまで行っていないと。だから、これももう少し、やることはいいいけれども、地域に還元できるようなことをぜひ工夫していただきたいということ。

それから、新規就農者については、これ規定読んでみたのだけれども、31名現在いらっしゃると。だけれども、計画書を出して、これで何人申請をするか分からないけれども、知らない人がほとんどなのですね、これ。多分この制度自体も分からなくて、だからどういうふうな形でこれを町民に知らせていくのかなと。仮に私が新規就農者で計画書を出したら、それで認定されるのかどうかということを考えてみると、それも可能なわけなのですか。そこのところについて再質問ということでお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

灯油・ガソリン補助支援事業につきまして、町民に対するやり方と申しますか、変える必要があるのではないかと申すご質問についてなのですが、今回この補助事業、制度設計するに当たり町民というあかしというのをどう捉えられるのかというのを検討いたしました。その中で村田議員からご発言がありました。その場で町民であることを確認すればいいのではないかと申すところも検討の一つに考えたのですが、時間等もいろいろ考慮しますと、今回は町民に対して各世帯に配ったほうがいいというところになりました。今回一番は、まず町民全員に知ってもらうことだと考えております。なので、知らなかった、分からなかったってなりまして、またそこで広報不足等も指摘されますので、なかなか各世帯が全員広報紙を見るということもないと考えておりますので、であれば、各世帯にはがきを送ったほうが町民への周知というのは満遍なくできるのではないかと申すところで今回の方法を考えさせていただきました。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊が町内の特産品として懐いていない、地域に還元されていないというようなお話なのですが、北崎氏につきましては、先ほど申し上げたフルーツのほかにイチゴのほうもこれから取り組みたいということで、町内で今栽培しているフルーツについてはほぼ全てを製品化して、外にPRしていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、認定農業者の関係なのですが、今回補助金の申請をされた新規就農者につきましては、退職後に矢那瀬地内でブルーベリーを中心とした観光摘み取り農園を新たに開園する予定で準備を進めている方でございます。この方につきましては、長瀬町の農業の担い手としてモデルケースとなるような退職後の就農者でございます。村田議員が計画を出して通るのかということなのですが、その辺につきましては畑をちゃんと持っていて、計画が実現性のあるものであれば村田議員がお出しいただいても認定農業者の認定は行えると思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 2点ばかり簡潔に言います。

ガソリンについては、配布するのに費用がどれだけかかるかということを見ると、例えば2事業者しかないのだから2事業者のその販売のところにちょっとした看板でも立てれば、各家庭に配布したりするとか費用もかからないし、JAでもそうだし、身分証明というのはいろいろありますね、今ね。免許証にしても保険証にしても。そんなふうなことで提示した人は20円引きにできますよということでやれば、あっという間にできる。もう12月中にもできるのではないかなと思うのですよ。ですから、一考の余地をお願いしたいと。

あと、新規就農者については、一番疑問に思ったのは、このことがみんな、みんなではない、みんなという言葉は悪い、知らないのです。知らないにもかかわらず特定の人がこれを申請をしてきているということで、もう話合いができていないかなと。知っている人は農業をやるのを知っていると思えますけれども。だから、もう少し、1人とかいうのではなくて、もっと幾人かとか、何か所かなというのだともっと広がるような気がしたので、これをやるとすれば、ぜひそれを広めていけるような、ほかでもできるような、難しいのですけれども、ことを継続、見守って支援をしていただきたいと。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

ガソリン補助支援事業のはがきを送るという方法の再考をということについてですが、今回のはがきにつきましては、例えばJAさんであればバーコードを読み取った割引キャンペーン等を今やっていると思います。なので、もしそこが事業者としてこの補助事業に参加をするということであれば、はがきにバーコードを印字したりするということも考えているところでございます。あとは今回につきましては、本人確認の部分についてですが、事業者様に本人確認をお願いしたときに、例えば長瀬町民ではない方が来たというところで、口利きで補助して割引してくれとか、そのようなこともある可能性も考えられるところでございます。なので、そうしたときに各世帯に送っていけば、長瀬町民であることは間違いないので、そのようなところの利点もあるかと考えております。今回の町民への割引の方法、周知については、また再度事業を実施するときにもう一度検討した上で、よりよい方法でやらせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

〔「価格についてのあれがなかったのですけれども、普通にはがきを送れば22万4,000円ぐらいの……」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） はがき等の金額につきましては、全体で29万2,000円ということ考えております。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えをいたします。

新規就農者というか認定農業者をもっと宣伝して多くの方にこういった補助金が渡るようにしたほうがいいのではないかというような趣旨でよろしいでしょうか。

〔「そうではなくて、要するにそういう人がなったら、町内でもそういう作物を同じように作れるように広めてもらえるように産業観光課でもお願いしたいということです」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それを広めていくということでしょうか。

〔「だから、それを見守ってほしいと、こういう事業をやるのだ」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 見守ってまいります。

〔「はい、ぜひ」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 光熱水費、合計しますと1,796万円増額することに出ております。それにつきまして、今確かにいろんなもので光熱水費が上がりつつあるところで予算化することはやむを得ないことですが、この事態になりまして、要は単なる、費用はかかったから上げてそれに対応しようというだけでなく、やはりウォームビズ、夏のときはクールビズということでやっていました。でも、今度冬場に対してはウォームビズというのですか、いわゆる自分で温かくしておいて、それに備えるというふうなことで、あとは節電等の節約化等、または設定温度を1度下げたらこのぐらいになる、2度下げたらこのぐ

らいになるというふうなことは言われておりますけれども、そういうふうな検討はなされたのでしょうか。また、ウオームビズについての呼びかけ、また職員がそういうふうにしよとかいうふうなことでやっているのか、そういうことも含めて。今議場の中も午前中に比べましたら大変暖まってきました。今上着着ている人もいますけれども、上着を脱いでいられる人も大勢いるし、私ももう上着脱ぎたいぐらい今暖かい状態です。こういうふうな状態の、いわゆる暖かいときに下げて、少しでも節電するとかいうふうなことも大事かと思うので、設定温度であるとか、そういうふうな面でのウオームビズ、それから節約、節電、そういうふうなことについての検討。それから、もう一つ、ガソリン、灯油の補助につきまして、先ほど言われましたけれども、きっとこれから連絡があってからその中でいついつから適用されますとかいうふうな呼びかけになるのかなと思うのですけれども、私は聞きながら、いつからこういうことをするのかなということで、ちょっとメモしながら聞いていたのですが、その辺のことでお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

私のほうはウオームビズ関係で、毎年11月になりまして、職員のほうに通知をいたします。大体11月の中旬から3月31日まで、その間は重ね着とか町民の方に不快感を与えないような服装、そういったもので自ら寒さをしのいでくださいということ周知はしております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、設定温度についてですが、これにつきましては役場庁舎内であれば大体21度とか、そのような室温になるような形で、最近は暖房を入れております。これにつきましては、余り暖かくなならないようにちゃんと節度を持って設定させていただければと思っているところでございます。

続きまして、2点目、灯油・ガソリン補助事業になります。いつから実施するのかというところでございますが、冬場の2月辺りを今のところ予定しているところでございます。

○議長（板谷定美君） 新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 今お答えを聞いているうちにふと思いついたのですが、節電というのは結構廊下なんか等で、役場は大抵昼間開いていますので、時に廊下とかロビーとかというのは照明がついていなくても結構明るい、通行できるというような状況になっています。そういうふうな中で、誰も通らないのに廊下にずっと電気がつき放しでいるとか、例えば議場でもそうですけれども、今日は会期中ですからあれですけれども、ロビーなんか誰もいなくても電気がついた状態であるとかいうこともあります。そういうふうなわけでどこに節電ではなくて、切るスイッチがあるかどうか分かりませんが、いわゆる小まめなスイッチオフでいろいろとみんなが心がけることによって節電等は変わってくるかと思うのです。これ家庭にあっても同じことだと思っておりますけれども。ですから、家庭の節電をするような心がけで皆さんにも職員にも役場庁舎内、または施設内においても節電とかというものを常に考えながらやっていただけるような呼びかけとか、職員教育というのですか、そのようなこともしていただきたいなというところであります。

あと2月ごろからその補助事業、ガソリン、灯油をやろうということでもありますけれども、これ2月からだともう時期が過ぎて春めいてくる頃でありますね。いわゆる一番必要な時期を過ぎてしまうかと思うのですが、それと同時にこの金額が上限であって、もうこれがなくなったらおしまいになるよう

な予定で組んでいくのでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

まず、節電意識についてでございますが、これにつきましては議員からのご提案をいただきましたので、職員に対しては、またさらなるその節電につきまして周知徹底をしていきたいと考えております。

2点目、灯油・ガソリン補助支援事業につきまして、時期を逃すのではないかとということにつきましては、今回この議会が終わってから事業者等にお声掛けをして最終的な調整をした上で、今現在の方向ですと、住民にはがきを送るというところも考えますと、遅くとも2月辺りと考えております。

2点目につきましては、上限ということなのですが、これにつきましては補助金額を上限とさせていただきますので、一定量に達した次第、この事業につきましては終了させていただきたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 実は、大澤芳夫前町長時代は非常に長瀬町の財政も厳しいのが顕著であったことから、よく財政対策委員会とか財政対策会議とかいうふうなことで、いつも全員が財政対策というふうなことで節約、節電、節水、いろんなことに関して心がけていたように思うところであります。そういう面から、あえて今日いろいろと言わせていただいたのですけれども、今は緊張状態だと思うので、そういう意味から、みんなでこの危機を乗り越えていくというふうな意味からぜひいろんなことを呼びかけ、理解し合って、いい町に進めていっていただきたいなというところであります。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

井上悟史君。

○3番（井上悟史君） ガソリン補助支援事業で、これをもらうには早い者勝ちでよろしいのですか。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

今回につきましては、予定数量というところで考えておりますので、確かに早い者勝ちになると考えております。ただ、1世帯当たりということである程度計算しておりますので、1世帯当たり大体80リットルぐらいで補助が受けられるというところで考えております。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 産業観光課長にもう一度聞きたいのですけれども、地域おこし協力隊の起業補助金かな、場所はどこで起業するのですか。

それとあと、この金額の100万円というのは、これは上限なのですか。そこら辺聞きたいのですけれども。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 今回地域おこし協力隊の北崎さんが計画しているのはキッチンカーを買うお金でございます。ですので、活動拠点というのは町外のほうを考えているようでございます、町内よりも町外。町外に出向いて長瀬のPRをしたいということでございます。

それと、あと補助金の額につきましては、補助対象経費の合算した額の3分の2以内となっております。

て、今回北崎氏から見積書が出たのが200万円を超える額でございましたので、上限の100万円を補助金として交付する予定でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 起業しました、失敗しました、もう一度起業したいので、もう一度申請しました。そういうのって通るのですか。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

町の補助金の交付を受けるには必ず交付要綱というのが定められておりまして、それに該当しなければ補助金の交付を受けることはできません。また、交付におきましても3年以内に廃業、または転出したときは補助金の返還を求めるという規定がございますので、そこで一旦補助金を回収しますので、議員がご心配するようなことはないかと思えます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今の村田議員の関連なのですけれども、31業者にお渡ししてやってもらっていますよね。そうしますと、今3年以内と言うけれども、キッチンカー買ったり、それから補助金というのは、案外くれてしまうと後は全然行政のほうは見回りにも行かないし、それから目をつぶってしまうというのがあるのですけれども、そのことについて31業者が今やっていますけれども、その人たちは今現在やっていて、それで3年以上も31ということになってくると、もう3年以上たって5年もたっているような業者もいるかと思うのですけれども、その方たちのことについては、よく追跡調査というのがあるでしょう。そのことについてやっているのでしょうか、やっていないのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○7番（大島瑠美子君） キッチンカーはまだ1人なの。

〔「北崎さんの話」と言う人あり〕

○7番（大島瑠美子君） 北崎さんの話か。そうか、ごめんなさいね。いいです。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○7番（大島瑠美子君） いいです、はい。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時10分

- 議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第13、議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億2,440万8,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（玉川 真君） それでは、議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,440万8,000円とするものでございます。

次に、補正内容につきましてご説明申し上げます。補正予算書の6、7ページを御覧ください。歳入につきましてご説明申し上げます。第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は、普通交付金として17万9,000円を増額するものでございます。

第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、未就学児均等割保険料繰入金として8万2,000円を増額するものでございます。

補正予算書8、9ページを御覧ください。歳出につきましてご説明申し上げます。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第5目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に委託している診療報酬明細書等の審査事務の審査支払手数料に不足が見込まれることから、県支出金と同額の17万9,000円を増額するものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分は、特定財源と一般財源の組替えを行うもので、総額に変更はございません。

第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、今回の補正財源とするため3万8,000円を減額するものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目一般被保険者保険税還付金は、遡及した資格異動に伴う国保税過年度課税分の還付金に不足が生じることから、12万円を増額するものでございます。

以上で議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、議案第60号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件におきましては、地方自治法第117条の規定により、村田光正君の退場を求めます。

〔1番 村田光正君退席〕

○議長（板谷定美君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第60号 指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

長瀬町観光情報館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、議案第60号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回、指定管理者を指定いたします長瀬町観光情報館は、平成23年7月1日から指定管理者制度を導入し、3年ごとに指定管理者の公募を行ってまいりました。現在は一般社団法人長瀬町観光協会が指定管理者として施設の管理運営を行っておりますが、指定の期間が令和5年3月31日をもって満了となるため、改めて指定管理者の公募を令和4年10月4日から11月4日までの期間で行いました。期間中の応募件数は、現行の指定管理者であります一般社団法人長瀬町観光協会の1件のみでございました。本件における指定管理者の候補者の選定に当たりましては、長瀬町観光情報館設置及び管理条例第12条に定める選定基準の全てに該当する団体であるかを申請書類並びに活動実績を基に総合的に審査を行いました。その結果、全ての選定基準に該当する団体であることが認められましたので、指定管理者の候補者として適当であると判断し、一般社団法人長瀬町観光協会を指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設。

(1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1。

(2) 名称 長瀬町観光情報館。

2 指定管理者に指定する団体。

(1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1。

(2) 名称 一般社団法人長瀬町観光協会。

(3) 代表者 代表理事 村田光正。

3 指定する期間。

令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この観光情報館、土地は秩父鉄道ですよ。これ町で借り受けてお金を払っているわけですよ。建物は町の所有ということですよ。一般社団法人長瀬町観光協会に指定管理をという議案だと思えます。一般社団法人の観光協会として、日本の中でも指定管理者ではなくてやっているところが随分あります。当然これは観光協会でそういう建物を造ったり、人件費を出したりとかいうところもあります。結構有名な観光地はそんなふうなことで賄っているところが多いと。ただ、長瀬の場合はそれで回っていくかどうかというふうなこともあると思うのですが、これ事業内容は含まないで、あの建物の維持管理とかということですか。事業内容を含むとすると、例えば概略こんな事業も含めて指定管理ということか。

それと、あとは多分これ指定管理が始まってから12年ぐらいもうたったかなと。だから、これは将来的見通しとして指定管理ではなくて、観光情報館、町として土地の譲与とかありましたよね。それと同じような形をやがては考えてやっていくのか、そうではなくて、今の指定管理をずっと続けていく、独立採算ではないけれども、そんなふうなことをも目指して、今の時点で答えられるか分からないけれども、それが論理的には筋かなという気はするのですけれども、そこのところについてお答えをお願いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

指定管理者としての業務の範囲でございますが、観光情報館の運営に関する業務、それから観光情報館の利用の許可及び利用料の徴収に関する業務、それから利用料金の減免に関する業務、それから観光案内、これはロケーションサービスも含みますが、に関する業務、それから観光情報館の施設の維持管理に関する業務、その他観光情報館の設置目的を達成するために必要な業務となっております。一番費用がかかっているのは観光案内業務、それからロケーションサービス、これが今年度は360万円をお支払いしていますが、その約80%から90%は人件費として使われているものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 質問の中で回答がなかったのが観光情報館を、これ町長にお聞きしてもいいと思うのですけれども、継続的にやっていくのか、そうではなくて、ほか全部ということではないのですけれども、観光協会としてある程度独立採算制ではないけれども、観光案内だけで収入を得るといのもなかなか難しいとは思いますが。今度は宿泊業務なんかも認可を取っているわけですね。でも、なかなか今ネットでのあれが多いからあまり歳入が見込めないような気はするけれども、理想的に言えばそういう方向を一応目指してはいるのかどうかということが答弁なかったのです。では、町長に聞いたほうがよろしいかと思えますので。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

村田議員のお考えはよく分かります。私も当然それがよろしいと思っておりますけれども、今の状況では、当初の予定ですと自立を早くしていただきたいということでございましたけれども、まだまだそういう状況には至っていないということだと今思っております。その中で、今後そうした自立できるというようなしかるべきときが来ましたならば、当然これは町から離して独立をしていただきたいと思っておりますのでございます。まだまだそういう状況ではないということで、手放してしまうと回っていかないのではないかなという状況ですので、今後はそうした形に持っていけるように町としてもしっかりと、お尻をはたくって言ったらかおかしいですけども、自立できるような形に持っていくように指導はしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 短めにやります。1点、要望をも含めてということなのですが、例えば秋の紅葉のライトアップとか、そうすると人件費がかかったり電気料がかかったりで、採算は黒字にはなっているのではないかと思うのだけれども、あの程度の事業ではなかなか観光協会としての収益は上がらないと思うのです。ですから、町の観光行政とも加味して、ハナビシソウの話も今日出ましたけれども、私は個人的にはハナビシソウをやってもあれは利益が出ない。だから、ああいうところに仮に、あと通り抜けの桜、あれも本当に観光客が行ってみたいということであれば、300円でも500円でも出して人が来るかもしれない。だから、ハナビシソウのところはライトアップも含めて紅葉を植えて、あれだけの広さがあれば相当の観光客も来たりすると思うから、これは観光協会独自ではできないけれども、町のほうも知恵を絞ってもらって、そんなふうなことで収益も上がるような形でやっていってもらうような方向をぜひ検討していただけたらと思っております。

以上です。

〔「回答は必要ですか」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） 回答いいですか。
- 5番（村田徹也君） 回答は結構です。
〔「今いろいろしておりますので、旅行業なんて取ったのですよね。ツアーも始めましたから、だんだんだと思います」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第60号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
議案第60号の審議が終了いたしましたので、村田光正君の入場を許可いたします。
〔1番 村田光正君入場〕



◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第15、議案第61号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第61号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。
長瀬町固定資産評価審査委員会委員である福島博氏の任期が令和4年12月24日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（板谷定美君） 日程第16、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、発議案第5号の1件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。



◎発議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第17、発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

議案の内容等について、提出者の大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

〔7番 大島瑠美子君登壇〕

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、個人情報保護法の一部が改正され、個人情報保護制度が全面的に見直されたことに伴い、地方公共団体の議会においては、個人情報保護法に規定する機関から除外されることとなったため、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関して新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたしますが、この条例のページ数が24ページもございますので、順次ということで説明いたします。

なお、この条例は、全57条から成り、1条ずつ説明しますと相当な時間を要してしまうため、どのようなことが規定されているかを章を中心に簡単に説明させていただきますので、ご了解ください。

まず、1ページから4ページ、第1条から第3条までの第1章、総則は、目的や条例中の用語の定義などを規定するものでございます。

次に、4ページから9ページ、第4条から第16条のまでの第2章、個人情報等の取扱いは、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置などを規定するものでございます。

次に、9ページから10ページ、第17条の第3章、個人情報ファイルは、議会が保有している個人情報がどのような目的で利用されているか、どのような項目が記録されているかなどを記載した帳簿を作成し、公表することについて規定するものでございます。

次に、11ページから22ページ、第18条から第46条までの第4章、開示、訂正及び利用停止等は、議会が保有している個人情報等の開示、訂正、利用停止の審査請求の手續について規定するものでございます。

次に、22ページから23ページ、第47条から第52条までの第5章、雑則は、適用除外、苦情処理、審議会への諮問などを規定するものでございます。

最後に、23ページ、第53条から第57条までの第6章は罰則について規定するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては令和5年4月1日となります。

以上で発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の説明を終わります。議員の皆様のご賛同いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会の付託を省略したいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例は委員会の付託を省略いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第5号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（板谷定美君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎経済観光常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（板谷定美君） 日程第19、経済観光常任委員会所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

本件について、経済観光常任委員会委員長の報告を求めます。

2番、井上悟史君。

〔2番 井上悟史君登壇〕

○2番（井上悟史君） 経済観光常任委員会委員長の報告をいたします。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、長瀬町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

長瀬町は、四季を通じて自然を生かしたイベントが充実しています。特に春の桜と秋の紅葉は、それぞれが名所百選に選ばれるなど、県内でも特色のある名所として認識されています。

今回は、月の石もみじ公園のライトアップが開始からおよそ20年を経過し、いかに秋の風物詩として定着したのか、現地の視察と観光協会職員に話を伺うなどして調査しました。

月の石もみじ公園は、昭和28年に高浜虚子の詠んだ句碑を建立したことが由来とされています。虚子は、「ここに我 句を留めるべき 月の石」と詠んだことから、この場所は古くから景観のよい場所であったということがうかがえます。

その後、この公園もそれほどの知名度があるわけでもなく長い時間が経過しましたが、この公園にある色づきのよい紅葉に着目し、ライトアップを行うことにしました。当初は知名度が上がらず、またライトの当て方などに不慣れなこともあって、集客は伸び悩みました。

それでも、若木を植栽したり、ライトをLEDにしたりして、紅葉がよりたくさん、より鮮やかに演出されるよう、年々工夫を重ねた結果、ライトアップの開始から17年が経過した平成30年には来園者も大幅にアップし、入園料を頂くこともできるようになりました。

そして、駐車場の誘導員や案内係などを配置しても収支のバランスが取れる程度になったようです。

最近はマスクミにも多く取り上げられるようになったこともあり、視察当日はライトアップ初日にもかかわらず多くの来園者でにぎわっていました。令和4年の来園者は1万4,000人を超え、もはや晩秋には欠かせないイベントになっています。

長瀬町の紅葉は、秩父盆地の寒暖差のある気候にあって色づきがよく、また由緒ある月の石もみじ公園に着目して、そこを紅葉まつりの拠点に据えたことはすばらしいことだと思います。

さらにライトアップを行い、夜間も紅葉を楽しめるようにしただけではなく、毎年工夫を重ね続け、イベントとして定着させた長年の苦勞を感じました。

紅葉まつりとして銘打っていることから、これからも町内各所にも恩恵が与えられ、経済的にも大きな波及効果を生むことを期待いたします。

以上です。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第20、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（板谷定美君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など11件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

今後の予定でございますが、1月8日の日曜日に消防団出初め式が行われます。宝登山神社で安全祈願した後、大東河原に移動し、放水演習を実施します。

また、同日、長瀬中学校体育館を会場に二十歳の集いを開催いたします。令和4年4月の民法改正により成年年齢が18歳に変わりましたが、長瀬町ではこれまでどおり当該年度に20歳になる方を対象として、「二十歳の集い」に名称を改めて開催いたします。なお、新型コロナウイルスへの感染対策を講じての開催となりますので、ご来賓等の人数を縮小しての開催となります。出初め式、二十歳の集い共に議会からは議長に代表して出席いただきますのでご了承ください。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し心よりお礼を申し上げます。今年も余すところ3週間余りとなり、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和4年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子